

地租創定

—北海道租税行政史Ⅱ—

西

野

敞

雄

〔元研究部長〕
〔稅務大學校〕

目次

一 序	三		
〔注一〕	四		
二 地租創定の過程	四		
(一) 地租改正前の税制と北海道	四		
(二) 開墾と税制	七		
(三) 管内地租課収ノ義伺	二		
(四) 「地租創定着手ノ義上申」	六		
(五) 北海道地券発行條例と十年開拓使布達乙二十五号	三		
(六) 地租創定の結果	七		
(七) 丈量費	三		
〔注二〕	三		
三 各地方における作業	四		
(一) 「海産干場地租創定関係文書」	四		
		四 第二の地租創定へ——まとめに代えて——	四
		(一) 地租創定の推移	四
		(二) 地租創定と地租改正	五
		(三) 地租創定後の動向	五
		〔注四〕	六
		〔表〕	七
		(一) 松前地方の海産干場	四
		(二) 札幌本庁管内の地租創定請書	四
		(三) 根室支庁を中心とした地所割渡の動き	四
		〔注三〕	四

一 序

明治九年十二月廿八日、太政官布告第百六拾壹号は、「北海道地租ノ儀當分地價百分ノ壹ニ相定候條此旨布告候事」⁽¹⁾とし、これにより、北海道の地租が徴収され、はじめて、税率が一パーセントと決められたと、いわれる。

これにさきだつ明治六年七月二十八日太政官布告二七二号「地租改正條例」は、旧来の貢納制度の廃止とそれに代る土地の地券調査の実施、地価を標準として百分の三の率により課税すること、村入費等は地租の三分の一以内に限定すべきものであること、地租額は豊凶にかかわらず一定とし、天災等の場合は減免税措置もありうることを述べている。そして、将来、茶・煙草・材木とその他に対する物品税をおこし、それらが二百万円にのぼれば改正すみの土地に限つてこの増収分を割りふつて地租額を軽減していき、いずれは地価百分の一にまで引下げると宣言している。⁽²⁾この條例は、北海道へ直ちには適用されなかつた。

北海道において地租が徴収されはじめるのは、明治十年以降であり、前身の地税があるとされるのにもかかわらず、「地租改正報告書」(明治十五年二月参議兼大藏卿松方正義序、大正拾五年十二月十五日印刷、大藏省発行)には、北海道の計数は含まれていない。小野武夫著「地租改正史論」(昭和三年)、福島正夫「地租改正の研究」も北海道を含んでいない。その一方、北海道の作業は「地租創定」と言われ、地租改正とは呼ばれていない。本稿では、「北海道水産税史—北海道租税史I」に引き続き、北海道における地租創定を地租改正と比較しつつ歴史的に検討し、これを通じて北海道租税行政史の発展をたどろうとするものである。

〔注一〕

(1) 明治九年自九月至十二月「公文録 開拓史之部全」（国立公文書館蔵）三十一号案件。

(2) 林 健久「日本における租税國家の成立」（以下、「林」と略す。）一三八〜一三九頁。

二 地租創定の過程

(一) 地租改正前の税制と北海道

(1) 明治に先行する幕藩体制下の石高制は、土地税制でもある。そうした観点から石高制にかわる新たな統一税制に向けての改革（すなわち、地租改正）を考察すると、地租改正は土地所有者を確定し、その所有者名・地価（土地の価格）・地価を課税標準とした地租額を記載した地券を当人に交付するものである。地券の保持者（土地所有者）は、地租納入の義務を負う⁽¹⁾。ここでは、地券は近代的な意味での権利を確証すると同時に義務の履行手段でもあるという、優れて巧妙な制度である⁽²⁾。すなわち、地租改正も土地税制改革であり、北海道に類似の制度がなかったと必ずしも言えないのである。租税改正條例の特色をなす地券は、旧幕藩体制下の市街地において、町人の私権が認められていた土地が売買される際に、一種の売買証文として作成されていた沽券を、起源の一つとするものである⁽³⁾。

ところで、神田孝平は、「田租改革建議」（一九七〇年六月）の中で、田地売買を許可し、土地所有者の申告する沽券値段と過去の平均貢租額を貨幣換算した数値とを基準として、租税を賦課すべきであると主張している。大久保利

通・井上馨連名の「地所売買放禁分一收税法施設之儀」(一九七一年九月)も、旧税法の廃止とそれにかかわる新税法の必要性を説きつつ、当面は地所永代売買を許可し、「各所持地ノ沽券ヲ改メ」ることを主張している⁽⁴⁾。これからも沽券地が広く存在していることが想像される。

この沽券地は、町地のうち、売買譲渡のたびに、町役人・五人組等が加判した沽券が作成され、それが売買譲渡の証明書とされる土地である。これに対し、昔から居付地主として居住する土地、または自ら開墾して所有する土地が、草創地で、売買譲渡が行われれば沽券地及び草創地は、売買譲渡の自由がそれなりに保障されているが、それら⁽⁵⁾以外の土地は、拝領地や拝借地が多い(ただし、売買譲渡の自由は保障されていない)。これらの町地には地子(町地に対する貢納)が免除される例が多いが、別途何らかの形で負担しており、農耕地と町家の土地所有との間に負担の不公平があるという批判は必ずしも正当ではない。

いずれにせよ、農耕地が、漸進的に農民の占有権が強化され、事実上の所有権へと転化していったのと同様に、沽券地や草創地の権利も強化していったことは、たしかである。

(2) 松前領ではどうか。「北海道志」(巻之二十)は、文政五年には、田地役を一段百八十文(新開発より徴収)、畑地役を十坪銭三文をそれぞれ徴収したとする⁽⁹⁾。当時、田地は二十一町八段余(役金三両銭八貫余)、畑地は一五八町七段余(役金一四二両銭九貫余)が課されている。ただし、田地は収獲が少ないことから田地役が徴収されず、後年の稲作の収獲をまって徴収されている。

安政元年(一八五四)に箱館近辺の畑役は一坪銭三文であった。安政元年、箱館開港に備え箱館奉行が設置され、翌二年二月幕府は、東部木古内村以東、西部乙部村以北のほか東西蝦夷地島々までを上知させる。これから後、開拓

が盛んに行われる。⁽¹⁰⁾たとえば、中島辰三郎は、開墾に努力するも資力乏しければ新開町歩に応じ官金の貸受を受けた旨、奉行に申請した。奉行は、安政六年より新開地一反歩に付金二分二朱、水路堀割百間に付金一万両づつを貸付け十カ年賦で返納せしめることとし、五カ年間は畝下として免租、ただ年賦金のみを返納せしめ、六カ年目より取箇附とし残金は返納を免じることとし、農地の所有権を附与することを定めた。この方法による反別は、文久二年までに二百六十町歩に達している。⁽¹¹⁾そのほかにも、官営や民営による開墾が盛んに行われた。

そうした勸農の結果、開墾が増加するとともに、農民の占有権が強化されていった。函館周辺の亀田・上磯・茅部三郡では、明治三年、田畑地役が田畑貢納と改められ、田地は検見五公五民（七年までは収納高の二分五厘を徴収）、畑地は一段金三錢五厘三毛が収税された。⁽¹²⁾なお、青森県より北海道に復帰した福島・津軽等の四郡については、松山郡木ノ子村外十村に限り畑税を、旧に據り一段金十三錢二厘三毛が徴収している。

(3) 安政元年六月に箱館周辺が幕府直轄領となった際に、地子は地子永と改まり、宅地一坪永五十文あるいは三十文が課されることになった。そして、新規沽券地成の際は四年目より課され、拝借地が沽券地と成ったときは其年より課されるようになった。文久元年（一八六一）より慶応元年（一八六五）まで、地子永は三段階にわけ、百坪当り五百文〜二百文で課されたし、文久二年（一八六二）から慶応三年（一八六七）の間の箱館近傍の各村では、一段あたり一三二文の畑地役が課されたと、「北海道志」は記している。⁽¹³⁾

(4) 開拓使函館支庁は、明治二年九月「函館地子永、賣下地價（中略）ノ諸税ハ舊規ニ依リ徴収シ田畑貢納、拝借地、茅場・秣場、温泉場（中略）ノ諸税」は「昨年以來兵難ノ為メ本年限り免除」した。そして、十二月の記事には、「是歳地子永ヲ改テ地税トス」としている。⁽¹⁴⁾この地税は、「函館市街に限り徴収され、明治五年には（函館市街地）地

券税と改称、地券金高の二パーセントが徴された(ただし、明治六年七月に五年に遡って〇・八パーセントに引下げられた)⁽¹⁵⁾。なお、地券下付の際に函館支庁管内で地券証印税が徴収されるのは、明治五年二月大蔵省達第二五号地券渡方規則が、同五月から北海道で施行された後のことである。⁽¹⁶⁾

そして、函館支庁の市街地拝借家作者に対して、明治三年正月に、百日間地税が免じられたものの、百日以上経ても家作しない者には税が課された。⁽¹⁷⁾ 各種の永住人拝借地が沽券地に改められ地税が免除されたのは、札幌本庁及び函館支庁は四年九月、根室支庁は四年十一月で、ほぼ同時である。⁽¹⁸⁾

このように、開港地や場所所在地に沽券が出される地が全道的に存在していたことが明らかである。そこでの所有権が、現代的意味での所有権とは言えないとしても、当時の住民の意識として——行政庁としても——所有権と考えていたと、理解する方が、素直である。このほか、小樽には、文久三年(一八六三)や慶応四年(一八六八)に割渡を受けた土地がある旨の資料が、北海道立文書館に多数残されていることを無視することもできない。⁽¹⁹⁾ 「開拓使収支統計」が、明治二年十月より三年九月までの年度に「地税」という科目をたて、四九二二円もの収入をあげていることも、傍証となろう。⁽²⁰⁾ 「創定」という言葉が所有権を完全に新規につくりだすことまでを意味すると、断言することは無理である。

(二) 開墾と税制

(1) 松前藩は、蝦夷交易と沖ノ口口銭とをもって、主たる立藩・財政の基礎としており、永らく開墾には消極的であった。これに対し、安政二年の幕府再直轄以後、幕府は、産業中の首位を占める漁業よりも、薄利な農業に保護発

達を加えるべしとして、四民の蝦夷地移住により、開発に當るべき方針を布告した。以後、開墾が盛んに進められた。⁽²¹⁾

明治初年当時、北海道には広大な未開の山林原野が存在していた。朝廷は「蝦夷開拓ハ皇威隆替ノ関スル所」とし、明治二年七月に開拓使を設置し、同八月には全道を十一カ国に分割し興業を奨励した。そして、開拓使時代には、毎年の国家財政の四〇パーセントが北海道の経営に投じられた。その際物産税が果した役割の大きさは、前稿のとおりである。⁽²²⁾ その結果、幕末までに八百町歩の開墾が成功し、明治二年から四年までには、更に四百町歩が開墾された。⁽²⁴⁾

明治三年十一月二十日開拓使布達「開拓使東地御親料規則」をもって東地移住の人民新たに田畑を開墾するものには一般に金二両を下賜すべし、但漁業の傍ら開墾するものには下賜せざること、また、開墾初年より七箇年免租たるべきことを定めた。

開墾地の収租については、明治五年四月開拓使達「開墾地收税規則」⁽²³⁾を制定した。(イ)一町歩につき上五円中四円下三円とし、諸懸物をかけず、また、その作物をもって納付してもよいこと、(ロ)移住農夫等に開墾地作付より五年間免税すること、(ハ)自費を以て開墾する場合、作付初年より三十箇年免税(先年より自費開墾の場合も当壬申年より三十箇年免税)、(ニ)函館付近で既に税則がある場合には適用しないこと等を定めている。

(2) さらに、明治五年九月二十日、「北海道地所規則」⁽²⁷⁾が定められる。開墾地收税規則を移住者の増加にあわせ整備したもので、半数が北海道土地賣貸規則の九ヶ条と同一条文である。官費募移の者は、開墾地完成の年より五箇年間除租され、その後二年間は租額の十分の一である(十四条)。また、山林川澤で従来土人等が漁獵伐木してきた土地は、区分して私有又は村請として地券を交付し、十五年間除租される(七条)。

永住者の居屋漁舎倉庫敷地あるいは社寺及墾成してきた従来の拝借地等は、永く私有地とされた(一条)。また、寄留人・拝借人・拝借地であっても、既に開墾營構等をしたものも私有地と認められた(二条)。一条及び二条は七年間の除租を認める。この二ヶ条は、小作人・寄留人を区別せず、宅地・社寺地・耕地について、沽券地・所持地・拝借地を私有地と認めたものである。それまでは、宅地では永住人の拝借地が沽券地とされていたが、出稼人(道外からの寄留人)の場合は拝借地、開墾地(農耕地)では永住人の場合は所持地、出稼人の場合は拝借地にとどまっていた。

他方、漁浜あるいは漁場、昆布場について、北海道地所規則第三条は、次のように定めている。⁽²⁸⁾

「漁濱昆布場モ更ニ經界相正シ永住人ハ私有地寄留人當分依舊可爲拜借地但私有地拜借地共本年ヨリ五年間除租タルヘシ尤拜借中賣却ハ勿論貸與致候者ハ上地可申付事」

もっとも、松前藩時代でも、和人地の一部では、漁浜や昆布場について、永住人(道内本籍の者)の場合は所有権が認められていた。これに対し、拝借中の売却が認められておらず、寄留人の地位は高くない。いづれにしても、除租期間は、宅地や耕地のそれより短い五年とされ、また、海面利用権(漁業権)と昆布場が一体のものとして扱われている。

(3) 同五年十月十日、太政官布告三〇四号「北海道土地賣貸規則」がだされ、低價売下除租の方法が定められたが、実は北海道地所規則の内の九カ条の条文そのままである。

この北海道土地賣貸規則は、移民開拓をさらに奨励すべく各府県に示達されたものである。その前文は、曠漠の地であるから肥沃多産の地であっても途中でやめる者が多いため、移住者に有利な規則を設けて生産興業に志願させよ

うとしている。開墾希望者に対し一人一〇万坪安価に売貸しを行い着手後十年除租したが、資力に余裕のある志願者は少なかつた。⁽²⁹⁾このため、直接生産者を中心とする移住者を募り開拓を進めようとする政策は、強力な資本で開拓を推進しようとする政策に次第に転換していく。

その間の明治七年十二月、漁場ならびに昆布場を自費新開した場合についても、地所規則第三条にそって其歳より五箇年免除することとされている。⁽³⁰⁾また、明治八年五月の「山林荒撫地拂下規則」(布達三号)も、北海道地所規則を踏襲している。ここでは、家禄奉還資本金受取者が家産営業のため北海道において払下を出願する場合、一人に十坪を安価で払下げるとともに、払下営業着手より二十年間免除することが認められている。⁽³¹⁾このようにして開拓促進政策が進められ、地租改正條例を北海道に施行する条件が整えられた。なお、明治八年以前の主要な免租の概要については、表1参照。

(4) 漁浜・昆布場で盛んに活動していた漁業家のことを、忘れることはできない。すなわち、前稿で扱った「漁場持」及びその前身の「場所請負人」のことである。

場所請負人は、知行主に代って一定の運上金と期間とを契約して交易を請負ったが、それにより松前藩の財政は確固たるものとなった。場所請負人は、漁業・商業を發展させたほか、北海道一円にわたる重要交通路の完成もほとんど請負人の負担において実現しえたといっても過言ではなかった。しかし、場所請負人は、所属場所を事実上支配し、他産業の発達を阻止圧迫してまでも、自己の利益を確保しようとした。その支配は、人民にも事実上及ぶとともに、漁場及昆布場と海面利用権(のちの漁業権)とが混然一体となっていた。

こうした現状が、租税国家の理念に反し北海道の開拓に大いなる支障を来すものと考えた開拓使は、場所請負の廃

止をすめる。明治二年九月、場所請負が廃止されたが、実施は漸を以て処置するとした。同年十月、場所請負人を漁場持と改称し、その余は従前通りとしたことは、前稿のとおりである。その後、漁場持ちの特権を徐々に失わせる一方、開拓が進められ、自営漁民がようやく創出されつつあった。

北海道地所規則制定当時の、こうした過程からみる限り、漁浜あるいは漁場・昆布場の持主は永住者が圧倒的に多く、寄留人が所有し漁業を経営しようとする人は、きわめて少数であったのであり、北海道地所規則の定め方が、耕地・宅地と漁浜・漁場・昆布場との間で差違があつても、やむをえない。開拓使としては、地租徴収のための調査に着手する一方で、漁場持を機関化し、その漁場・昆布場、家屋倉庫敷地の土地を行わせる方が先決であつた（明治九年九月二十一日、開拓使布達乙十号）。それによつて、寄留民を増やし、一般漁民の進出を促そうとしたのである。その間、漁場持から急激に特権を剝奪しようとする、財政収入の確保や開拓の推進に支障を来しかねず、兼ねあい（³²）が難しかったことだろう。いずれにしても、漁場持の担税力は高く評価されていたのであり、七年間も除租を認める必要はなく、五年間の除租で十分である（永住の漁民の宅地（これは漁場に比し収益力が低いはず。）にかかる免租期間でさえも七年である。）という考えを、行政当局者は抱いていたと考えられる。

（三）管内地租課収ノ義伺

(1) 開拓及近代的租税制度を中心とする国家の建設の支障となつていた請負人（漁場持）の廃止に目途がつきはじめた明治九年後半、開拓使は、地租課税の準備をはじめた。明治十年には漁場・昆布場の除租期限がすぎることになつた（北海道地所規則三条）。また、開墾地の中にも、除租期限が切れはじめたところがあつたはずである（開拓使東

地御親料規則」、「開墾地収税規則」。

他方、本州各地で進められていた地租改正も新しい段階を迎えていた。⁽³³⁾ 明治八年三月二十四日には「地租改正事務局」が設置され、地租改正の強力な推進者となった。同年五月末には「地租改正条例細目」が定められ、地租改正事務局が調査に従事するにあたって守るべき基準が整備された。ここにおいて、地方官の着手の緩急により改正を行うときは平準権衡を得難き場合を生じるとともに、多くの年月を費やす場合には多くの要因により地価の差異を生ずる等の苦情を招き新法施行の障害となることが心配されるに至った。松方正義は既にこれに対し、明治八、九年の両年間に改正を完了すべきであるとの意見を述べていたが、明治八年八月三十日太政官達一五四号として認められた。すなわち、「明治九年ヲ以テ各地方一般改正ノ期限ト相定メ候條」とされた。⁽³⁴⁾ さらに、同年十二月二十七日地租改正事務局達で十四号は、「本年太政官第五百四十四號ヲ以テ改租ノ期限御達相成候ニ付テハ山林原野等ノ義モ耕地^(田畑)改正済引繼調査竣功候儀ト可相心得」とし、山林原野の調査を督促した。これを受けて、「山林原野調査項目」が公布された。⁽³⁵⁾ 山野の調査について、「地方官心得書」(明治六年)が第二、三章で、「人民所有ノ山林藪澤ノ類其價ヲ定ムル亦難シ其一歳ノ収入ト賣買代價ノ照應ヲ以テ定ムヘシ」とするだけであったのに比べると、より詳細になっている。

九年五月には、太政官布告六十八号でもって、一郡一区域内について人民の過半数が承服しているのにかかわらず、一部分について私見を張り承服しない者がある場合には、近傍類地等の比準を取り相当の地価を定めて地券を渡す課税するように指示した。⁽³⁶⁾ 地価について容易に承服しない人々が多かったと思われる。現代の推計課税の始めと思われる。

九年九月には、関東各県における改租の調査にあたる職員に対し、「地租改正事務局出張官員心得書」が出され、公

正な処理が指示された⁽³⁷⁾。他県にも同様の指示が出されている。今後、地租改正の作業にあたらうとして、開拓使の職員にとつても、大いに参考になったはずである。

(2) ① こうして、開拓使が地租改正をすすめるべき外庄は、こうして高まったが、土地を測量して地籍を定める必要があった。明治六年及び八年には米人をして、三角測量を行わせた。そして、九年九月に、全道の大小区画が更定された⁽³⁸⁾。いずれも、官費でなされた。(三角測量の結果は、十年九月にまとめられた)。なお、札幌本庁は中心となつて三角測量を行っていたが、十一年十一月に三角測量を中止し、耕地地・海産干場等の測量に切り替えている。

② 九年九月、札幌本庁は「漁場昆布場地租創定順序心得」を定め、租税・地理両課の委員を派遣し実地丈量を始めた。九年十月には漁場昆布場地租創定順序心得に追加がなされた⁽³⁹⁾。

③ 函館支庁管内には地子永(のちには地税)が課されてきた土地があり、沽券地も比較的広範に存在していたので、一連の作業を受入れやすかった。明治八年には、「地租改正局達ニ基キ田畑貢納ヲ地租ト改稱シ検見収税ハ舊ニ仍ル」こととなつた⁽⁴⁰⁾。同年、函館本庁が、一村限りで産高等を調べて提出するよう指示を出した旨の記事が、「開拓使事業報告」第一篇⁽⁴¹⁾にみられる。この指示は、前述の明治九年十月の達の前に、状況を事前に把握しようとしたものであろう。そして、明治九年九月に「漁濱昆布場地租創定順序心得」⁽⁴²⁾及「漁濱昆布場地價検査心得」⁽⁴³⁾が定められたのにあわせて、漁場昆布場地地位等級が定められた⁽⁴⁴⁾。作業が順調に進み、函館支庁管内の漁浜昆布場の調査は、明治九年中に大半を終えたとされる⁽⁴⁵⁾ことが多い。たしかに、海産干場地租創定のため明治九年十月から十二月にかけて委員八名、人夫三十余名が管内沿海を測量しているものの、明治十年四月には、耕地地租創定のため委員七十九名、人夫二十八余名が管内市町村を測量し、榜示を打つたものの各町村の耕地地租を調査しなかつたことを正している⁽⁴⁶⁾。このことは耕

宅地にかかる調査が後回しであったことを示している。なお、これらの調査の結果、干場地価は約六万四千五百円（ほかに宅地が約八十七円）、干場約五二三坪（宅地は約六三坪）という結果が示されている。

④根室支庁管内では、一部の地（おそらく場所の所在地と思われる。）にあつた永住人住居の拝借地が、明治四年十一月から、沽券地とされるようになり、八年八月には漁場昆布場の丈量が行われた。八年九月には、永住人及寄留人の宅地を永代私有とし、地券が交付されたといわれる。八年十月には、市井宅地の測量が始められたのに続き、明治九年五月には地積を測量するための委員を出張させた。続く明治九年九月から、北海道地所に申し漁場昆布場に地券を交付するため、札幌本庁施行の地租創定順序及地価検査心得に照し、委員を派して各場所毎に実地丈量地価調査に着手した。明治九年十一月には、根室・野付・目梨・標津の各郡の漁場を丈量した際、拝借人の漁場については、⁽⁴⁹⁾ 拝借人一名は勿論のこと人夫四名をも差出させているが、本州各地より調査協力への負担が重かつたとは言い難い。また、同年同月には北見国の斜里外三郡の漁場について丈量が終了したものの、⁽⁴⁸⁾ 出願人がなく地価が査定できなかつた。⁽⁵¹⁾

漁場昆布場の地価を査定するため、明治十年四月及び六月には千島国に委員が出張し、同年六月には釧路国厚岸・釧路・白糠郡では厚岸在勤員により、それぞれ調査が行われた。同年八月には漁場昆布場丈量地価査定がまとまつた。⁽⁵²⁾

同時期の明治十年七月には根室市街宅地の坪数の再調査が行われ、数百坪以上の市街宅地については、それ以下に分割させられている。市街地の体を無さない現状を直すという理由が挙げられているが、移住希望者が強かつたと解される。

(3) 本州各地で地租改正作業が鋭意進められており、このため、作業の促進に向け、北海道に対し多くの圧力が加わる一方、開拓の支障であった請負人制度が完全に廃止され、また、漁浜・昆布場（請負人の勢力範囲であった。）の除租期間がすぎようとした明治九年後半、開拓使は地租改正に本格的にとりくみはじめた。漁浜昆布場地租創定順序を定め、地租創定のための実地丈量をはじめる中で、明治九年十一月十四日、開拓使は、当分の間、地価の百分の一の割合で徴収したい旨、上申する（甲二十七号「管内地租課収ノ義伺」⁽⁵³⁾）。となると、丈量は、一パーセントを定める前に始めたことになる。

この伺いは、北海道地所規則十六条の規定が除租満期後の制程は追て相定めるとしていることに基づき提出されたものである。〃漁浜昆布場は本年が満期である。地租改正は地租改正の法規に循うのが本筋である。しかし、漁浜昆布場耕宅地等は、府県と異り、従来貢租制度がなく、開拓中で、専ら民業を勧誘し戸数人口の繁殖に努力することが目下業務の現在、府県と同じ制度に循うことはできない。地租創定の大要は一般の地租改正の趣旨に則りつつも細部は開拓使が適宜に処分したい。管内に一般地券を発行し、地租は当分百分の一とする。そして、人民の旧来の所有地等漁浜昆布場については明治十年より収税し、その他地所規則や土地売貸規則により処分された地所は、除租満期の翌年より右の率で課税する。開拓の進歩に随い土地を漸次整理したのち、一般成規に基づく課税をしたい」とする。

「明治財政史」五卷九三四頁から九三五頁も、この伺いをそのまま引用して説明をしている。すなわち開拓急務の北海道には本州各府県と同一の制度を採用できないので、税率を一パーセントに軽減し、開拓が進んだのち一般原則に戻すと、説明している。

明治九年十二月二十八日、太政官布告一六一号でもって、この伺いは裁可された。⁽⁵⁴⁾「公文録」には、その間の経緯は

詳らかにされていない。西南の役を控えた時期に一月余で認められたことは、開拓の重要性が強く認識されていたことを示している。「大日本租税志」「北海道志」もそれ以上の根拠を示さず、布告の通り記すのみである。ただ、「開拓事業報告」第五篇には、「開拓移民勧誘ノ為⁽⁵⁵⁾とする箇所が一カ所ある。当局としては、やむをえなかったことであるが、本州各地と同税率になるのは相当長かかる結果となった。

(4) 地租の税率が、なぜ「百分の一」とされたのか、その理由は直接明らかにされていない。

地租改正條例(明治六年太政官布告二七二号)は、「従来地租ノ儀ハ自ラ物品ノ税家屋ノ税等混淆致シ居候ニ付改正ニ當テハ判然區分シ地租ハ則地價ノ百分ノ一ニモ可相定ノ處未タ物品等ノ諸税目興ラサルニヨリ先ツ以テ地價百分ノ三ヲ税額ニ相定候得共向後茶、煙草、林木其他ノ物品税追々發行相成歳入相増其收入ノ額二百萬圓以上ニ至リ候節ハ地租改正相成候土地ニ限り其地租ニ右新税ノ増額ヲ割合地租ハ終ニ百分ノ一二相成候迄漸次減少可致事」とする。また、明治六年十二月に大蔵省は、「地券税額ヲ原價百分ノ三ニ定ムルコトヲ論定ス⁽⁵⁶⁾」のなかで、「多事ノ際舊來ノ歳入ニテハ現今ノ經費ニ給スルニ足ラスト雖モ今俄カニ民力ヲ量ラス其額ヲ増サント欲スルトキハ勢ヒ固ヨリ不可ナルモノアリ(中略)地租改正ノ始先ツ舊來ノ歳入ヲ減セサルヲ目的トシ而シテ賦課其宜ヲ得衆庶ノ幸不幸ヲ一洗セハ庶幾クハ改正ノ本旨ヲ達センカ」とする。要するに本来は一パーセントであり、やむをえず三パーセントになったものであり、将来は一パーセントに戻そうと述べている。

また、当時、地租改正に伴って、市街地と郡村耕宅地との地租負担の不公平が問題とされていた。そもそも、江戸時代、町家の土地所有に対して地子が免除され、武家地には地子が賦課されることはなかった。京・大阪は勿論、その他の市街地も似たところがあった。そこで、明治四年三月の、三府五開港場に地租を賦課すべきであるとする大蔵

省建議、また四年十月の大久保利通・井上馨の「三府下地券発行之儀」などが出され、市街地での地租収納事業が開始される。まず、東京市街地に対し、明治五年正月「地券発行地租収納規則」⁽⁵⁷⁾が出された。率は二パーセントであったが、五年四月二十七日に一パーセントに下げられた。⁽⁵⁸⁾これに対し、「久シク無税ニ慣ル、市街地ニ對シ新ニ地租ヲ賦課スルニハ極メテ輕微ニ出テ其負擔ノ苦痛ヲ感セシメサルヲ以テ可トス」と、「明治財政史」は述べている。この大蔵省の措置は、明治六年六月十五日に全国の市街地に拡大される。⁽⁵⁹⁾また、市街地租は、売買慣行のない地域が多かったこともあり、郡村耕宅地との間にアンバランスが生じていた。そこで、明治八年八月二十八日太政官布告一三三号をもって、地価の三パーセント課税に移行する。⁽⁶⁰⁾この地価を適正なものとするため出されたのが、明治九年三月七日地租改正事務局達別報十四号「市街地租改正調査法細目」⁽⁶¹⁾である。これにより、市街地を丈量し次いで土地の等級を定め、以って地価を算出する手続が整えられた。

両者を合せ考えると、一パーセントは、最初に市街地に課され、ついで三パーセントに引き上げられることになる最初の税率である。また、その税率は、地租改正條例の本来の税率（当局の真意と一致していたか否かは別である。）でもあり、市街地には一パーセントによる課税の慣行が一部にあったことから、わざわざ採用の理由が記載されなかったものと考えられる。「地價創定告諭」のような「最大無比ノ恩澤」という表現は、当を得ない。

④ 開拓使は、「管内地租課収ノ義伺」を太政官に上申した同日、「漁場等割渡方布達ノ義上申」を、あわせて太政官に上申している。⁽⁶²⁾前日（同月十三日）甲三号として示達した開拓長官の達を東京に報告したものである。

この通達は、従来広大な地所を借受けながら地所相当の営業を行わず、他人が開業しようとするのを妨げる者が少なくないことから、そうした者に土地を返還させ、経界面積を定めて相当の地所を営業志望者に割渡しようという

ものである。示された地域は、千島国を含む七ヶ国三二郡に及んでいる。胆振国千歳・白老・幌別の三郡より東の地域である。これから開拓をすすめるべき地がどこであるか、示されている。

(四) 「地租創定着手ノ義上申」

(1) 「管内地租課収ノ義伺」が裁可されたあと、開拓使の本支庁は地租改正の作業を、さらに積極的に進める。二年後の明治十一年十一月十四日に、開拓長官は、「府縣一般改正ノ旨趣ニ基キ専ラ実施ノ景況ヲ酌量シ地券発行條例」を「相設ケ逐年除租満期ノ地所ヨリ漸次着手」したい旨申出た(「地租創定着手ノ義上申」⁽⁶³⁾)。同年十二月二十八日に裁可された。まず、この段階までの前後の各支庁の動きを考察する。

①札幌本庁の場合、九年以来の調査の結果、十年十二月には漁場の地價等級表及び海産干場宅地地價査定表がまとめられた。⁽⁶⁴⁾そして、作業が完了しなくても、仮定の地價により十年分より海産干場地租を十一月七月以降徴収し(ただし、十年分は八月三十一日までに完納させた)、耕宅地地租は十一年査定地の價等級表により十二年度以降徴収している。⁽⁶⁵⁾

他方、後述するように、九年末には海産干場地租について地租創定請書が一部地域で提出され、十年から耕宅地の地租創定作業を行うため委員を派している例がみられる。そして、明治十三年二月には、国税地方税徴収順序が定められていることを考えあわせると、札幌本庁管内の耕宅地については、明治十二年中に作業がほぼ終了したものと解される。

②函館支庁の場合、後述するように、明治九年末には松前地方において海産漁場を一村持にするか、一人別にする

かの論争が決着している。そして、函館市街地について、明治十年二月には地租を地租に改めたのち、明治十年六月には、その地位等級を十一に、地価も三つに区分する⁽⁶⁶⁾など、函館市街地の地租改正作業もかなり進行した。

「開拓使事業報告」によると、十一年四月以降、函館支庁管内で耕宅地の地租創定調査に着手し、地租改正條例に畧々據って地位等級地價等級を調査し、地価算出に必要な利子は八分八厘までと定められた。この利子率は、「地方官心得」一二章の検査例がかかげる五パーセント（本則が四パーセントの場合）又は七パーセント（本則が六パーセントの場合）の各々の上限より高い。貢租額の維持という面からは後退しているが、開拓を優先させた証である。現実的にも利子率は高かったようである⁽⁶⁷⁾。

十一年七月には、地主総代が決められ、続いて、同年八月には、地価査定の際に基準となる米穀価格は青森県下の下等米の価格によるとされた⁽⁶⁸⁾。函館地方の経済圏は、東北地方の経済圏と密接な関係にあるとともに、納税者の要望も強かったからであろう。青森県下で地租改正作業に従事した者を丈量及事務担当者として招くとともに、その指導・協力をあおいでいることを無視することもできない⁽⁶⁹⁾。

明治十二年四月より各郡の測地作業が再開され、十二年六月には測地作業を終えた。各郡の鑑定人及び各町村の総代の意見の聴取、再調査、支庁と創定掛との協議を経て、同年十一月には各郡の調査が終了した。整理された地價帳が翌十三年三月各戸に示され、各戸が調印した⁽⁷⁰⁾という。各戸が調印したのは地租創定請書と考えられる。松前地方の場合は、十二年六月より十三年二月にかけて海産干場の創定請書が提出されており、松前地方では地租創定請書の提出が早かったようである（後述）。地域により進行状況に違いがあることを示している。各府県に比して、函館支庁管内では全体として作業が順調に進行しているが、調査を受ける側に海産税に対する関心が強く、他方、税率や評価額

が低かったことが理由の一つになっていると思われる。なお、十二年六月には、市街地の宅地地租について、十二月から六月に至る分は仮納させ、地租改正後に過不足を計算させたとの記事がある。確定を待つ余裕がなかった地域がある反面、仮納可能な段階に達していた証でもある。したがって、函館市街の宅地についても、一連の作業が行っていることが、うかがわれる。

③根室支庁では、地券の発行にそなえ、耕宅地、海産干場、牧場等につき、各自所有の地名・坪数を記した書面を図面とともに、翌三月限りで差出すことを十一年二月に求め、ついで、同年三月、翌四月一日より丈量し剰余の海産干場を割渡することを明らかにした。⁽⁷¹⁾丈量後は反別坪数を表記するため標杭を建てさせている。

明治十一年六月には北海道地券発行條例に基づき、多くの海産干場で測量が行われる。⁽⁷²⁾同十一年十一月からは、北見国の斜里・網走・常呂・紋別の各郡をのぞき、海産干場の地租の徴収が始まった。⁽⁷³⁾

明治十二年一月、厚岸地方の湖沼の周囲や河川の里程等を丈量し、同二月根室市街宅地の実際売買見込の真価を調査した。同年七月、委員を各地に派して宅地等を実測するとともに、北見国斜里・網走・常呂・紋別郡の海産干場について、十年分より旧漁場持に対する営業許可にしたがって地位等級を分ち売買の真価を定め地券を下付している。⁽⁷⁴⁾これら四郡の地価は千島・釧路・根室国に比して低く、かつ細かく等級区分されている。⁽⁷⁵⁾このため、この四郡の最高地価は北海道の中でも低位にあるのに加え、再下級地は、相当低いものとなっている。この四郡でも、この頃には地租が徴収されていることになる。

根室・釧路・北見の耕宅地に対する地租創定検査は、明治十二年十月に終了した。ただし、根室国及北見国の耕地については、創定に至っていない。また、千島国の耕宅地については、検査すら、おわっていない。⁽⁷⁷⁾これらの耕地に

ついで、青森県産大豆（下等）の価格を参照して用い、利子も他支庁と同じく八分八厘で算定された。これら根室・釧路・北見三国につき除租が満了した耕宅地について十三年一月に、十二年分より徴収した。他方、根室郡の永住者に對し、従来貸与していた漁場昆布場を實地丈量のうえ、明治十三年七月に地券が交付された。⁽⁷⁸⁾ 地租の徴収期限が定められたのは、明治十三年九月のことであり、ここに他の支庁に追いついたことになる。⁽⁷⁹⁾

なお、山林測量については、明治十二年十月から十三年二月にかけて、一部の地域で行われたのにすぎない。⁽⁸⁰⁾

(2) こうした作業の過程の中で、明治十二年二月に、函館支庁では「地租創定告論」⁽⁸¹⁾が発せられている。それによれば、地租創定は、租税増加のためではなく、除租満期の土地に賦課し従前の偏重偏輕を改め公正平均にするためである。人民の保護のため政府があり、その費用を人民一般に割合するのは当然である。その割合金（租税）を輸すのは人民の義務であり、人民が納税の義務をつくさなければ各自の権利を保全しえない。税は必ず偏輕偏重なきことを要する。地租改正法も積弊を洗除し公平画一に帰するため施すのであり、北海道も何ら異ならない。しかるに、開拓創業すべて恩裕を蒙っているのに、漁業にのみ税があり、耕地で税を納めるのは二郡にすぎず、他は殆ど無きに等しく不公平であつて、地券法により改正せざるをえない。府県の人民は、二分五厘であり初丈量着手より経費を一切人民が負担しているのに対し、北海道は百分の一の特典があるばかりか、諸般の事項の皆を官に於て反覆丁寧⁽⁸²⁾に調査しており、その費用は数年間租税を納めても償うに足りない。これによって所有権を保ち幸福を全うせんとするのであり、この最大無比の恩決に俗する人民に疑惑があるはずはない。誤解しないことが必要である」とする。

この告論について、立場により賛否両論はありうるが、ここにみられる租税理論は近代的なものである。人民保護の費用を人民が一律に割合で負担するという考えは、「市民社会の会費」という考えにまで到達していなくとも、近代

国家の租税思想として十分な段階に達している。すなわち、租税国家における租税の觀念の段階に十分到達している。

一連の作業が相当な段階に達した段階で、こうした告諭を出す理由は詳らかではない（他の支庁で出されたか否か不明である）。ただ、海産税との二重負担が問題となりつつある時において、抵抗を招く虞れが相当あったことは事実である。また、各府県の地租改正作業は相当進み、中央から盛んに督励を受けており、できるだけ早く済ませるようにとの心理的圧迫は厳しかった。

(3) これまで、「管内地租課収ノ義何」裁可後の動向を、「開拓使事業報告」中心に考察してきた。「開拓使事業報告」は支庁別に独立して記載され相互に比較しにくい面があるものの、海産干場（漁浜、昆布場）から作業に着手していることは共通している。

海産干場について、札幌本庁は九年に調査を始め、十年分は十一年七月・八月までに完納せしめている。函館支庁も、九年九月に漁場昆布場地租創定順序を定め実地丈量に着手し、十二年十一月には調査を最終的に終了し、十三年三月に各戸の調印を得ている。根室支庁では、漁場昆布場の査定が十年八月にまとまったものの、地域により徴収時期に差があり、最も遅く北見国東四郡で地券を交付し地租を徴収しはじめるのは十二年八月になってからのことである。北見国東四郡の作業が遅れた理由は不明である。

耕宅地について、札幌本庁では十一年に査定された地価等級法に基づいて十二年度以降徴収されているので、十年に開始された一連の作業は十二年度中に一応終了したと、考えられる。函館支庁については、函館市街地につき十年から地租が課されていることはさておき、十一年四月から耕宅地の創定調査に着手し、十二年十一月に各郡の地租創

定地価調査が終り、地租は十二年から徴収されている。明治十二年末の時点において、地租創定検査

他方、根室支庁の耕宅地については、地域により状況は異なっている。明治十二年末の時点において、地租創定検査さえ終っていない地域さえ存在する状況である。根室支庁管内は、漁業が中心で、耕宅地が少なかった状況を示している。大正末期になって北見国東四郡にも耕宅地が増加し、昭和八年、網走税務署が分割されるに至る。

こういう状況の下で、「地租創定着手ノ義上申」の理解には、留意する必要がある。文字通りこれから一連の作業に着手しようというものではなく、進めつつある一連の作業の結果に基づき地券を交付し地租を課徴していく旨の意思表示であるとともに、北海道地券発行條例を定めた旨の通知と、解するのが相当である。何は、「調査ノ義府縣一般改正ノ旨趣ニ基キ専ラ実施ノ景況ヲ酌量シ地券発行條例別紙ノ通相設ケ通年除租満期ノ地所ヨリ漸次着手ノ都合ニ有之」としているし、調査局は「地券発行條例創設候義ニ付参照ノ書類相添供高覧候也」と書き添えている。

(五) 北海道地券発行條例と十年開拓使布達乙二十五号

(1) 「地租創定着手ノ義上申」に付された「北海道地券発行條例」は、明治十年十二月十三日に開拓使達十五号として出された。当上申は、北海道地租の布告に伴い土地丈量・地所の制限区分を定め、地券を付与し地租を課収するが、今後、地券発行條例に照らして施行するとする。⁽⁸²⁾

この二日前の同月十三日、開拓使布達乙二十五号は、地所の区分制限及地券申請、証印税の支納等に関する條項を定めているので、まず考察する。⁽⁸³⁾

それによれば、漁浜・昆布場を海産干場と改称し、地所を宅地・耕地・海産干場・山林・牧場に区分する(一条)。

山林・川澤・原野・河岸・海岸を官有地とし、さしつかえない場所は望みにより有料で貸渡しあるいは売渡す。これに対し海産干場は海産物採取のために設けられ、所有者自ら営業しないときは他人に貸渡して営業させる(二条)。海産干場については、営業の差等に従い、地所の坪数、海面の表口や奥数が制限されている(十三條・十四條)。海産干場を割渡後、一週年間着手しない者及着手後中止する者は原則として上地させるが、第三者に売渡し第三者が営業するか或は中止する場合は買上げる(一八條)。なお、海産干場の海岸地の浪打際(満潮時)の五間ないし十五間は官有地であつて、干場所の所有者に貸渡される(一五條)。この達は、海産干場に重点を置いており、当時の実態を示している。

明治六年大蔵省達一八二号は、私有地の地目を田・畑・屋敷・不定地・山林・原野・荒地・鍬下に区分している。⁽⁸⁴⁾明治十年十二月開拓使布達乙二十五号の第一條は、宅地・耕地・海産干場・山林・牧場に地目を分類している。また、「開拓使事業報告」第五篇では、畑地・宅地・海産干(乾)場・田・社地(寺地を含む)・温泉地に分けている。これらと比較すると、北海道での地目の分類数は少なく、北海道の実情にあわせようとした形跡をうかがうことができる。

なお、北海道地券発行條例発布後の明治十三年九月大蔵省乙三二号は、田・畑・郡村宅地・市街地・塩田・温冷泉・山林原野・池沼・雑地に分けている。また、明治十七年太政大臣布告七号「地租條例」⁽⁸⁵⁾は、

「第一類 田・畑・郡村宅地・市街宅地・塩田・鉱泉地

第二類 池沼・山林・原野・雜種地」

に分類する。いづれも、明治十年十二月開拓使布達乙二十五号の分類より複雑であり、他方では海産干場・牧場と

いった項目を除いている。

(2) 北海道地券発行條例は、次の五章により成る。

第一章 総則

第二章 土地検査の手続

第三章 地価査定の方法

第四章 地券調製の手続

第五章 地所種類の区分及其制限

このうち、第二章では、年限に随って丈量し丈量に際し予め着手の期程を布告し図面等を差出させて図面を作ること、区分は土地の形勢に因ることとし、旧蝦夷人（アイヌ）の住居は官有地とすること等を定めている。丈量の際の原則を述べたにすぎず、相当部分行ってきた丈量作業の原則を確認したと言ふこともできる。

第三章では、地価査定の方法を定めている。丈量後に土地の景況に因り收穫・売買・入札の三法により概定し全道一般の地位を比較して定める（たとえば、札幌の一等地は函館の二等地又は三等地相当）。各地は、一村又は一郡を通観し、市街地も一町内、ついで一市街地を通観して行ふ。海産干場も漁業の便否あるいは地質の適否及漁獲の多寡運輸等の便等をしんしゃくして等級を定めるとする。ここでは、利子率はあまり重要なものとはされていない。ちょうど、明治九年三月の「関東八州地租改正着手ノ順序」が定められ、利子率は一村あるいは一郡ごとの差等しか認められないことになったの⁽⁸⁷⁾に対応する。各府県での地租改正作業の経験を大いに参考にしていることはまちがいが無い。通観方式が広く採用されているのも、この頃の各府県での進め方に歩調をあわせたものである。海産干場について多

くの要素をしんしゃくして等級を決めているのは本條例の特色であり、各府県宛の法令通達にはみられない。現実的にも海産干場の等級について隣接者同士の差はわずかである。

第四章では、地券調査録を編成したのち地券を交付するが、収租地・官用地は甲の地券録と、除租地は乙の地券録と、それぞれ券状と割印するとする。地券録を「収租地・官用地」と「除租地」にわけるのは北海道に限られるようである。それだけ除租地が多かったことになる。もっとも、明治五年十一月の大蔵省達一七五号は、「地税表」の報告を求めているが、そこでは租税地・公有地・税外地にわけた表を提出させるにすぎない。⁽⁸⁸⁾

また、第四章では、地券の新規付与及書替の場合に証印税を徴収し、貸地証書の新規付与並書換の場合に手数料を徴収している。明治四年以降、地券の交付に際し各府県でも整備が重ねられてきて⁽⁸⁹⁾いるが、収租地に関し各府県より低額の証印税を徴収しているほか、除租地について毎疋牧八厘の証印税を取立てるとともに、貸地証書について八厘を取立てるなど、各府県と異なる扱いがされている。証印税についても優遇されているほか、除租地・貸地についても特則が設けられている。

第五章では、この章の三分の二を海産干場に当て、地目へのあてはめや土地所有の限度等が定められている。そして、第五章と残る第一章が⁽⁹⁰⁾あいまって、基本事項が規律されている。

北海道地券発行條例と明治十年開拓使達十五号とを対比すると、後者は、條例要綱ともたとえるべきもので、條例としての整備が十分にはされていない。いづれも、各府県における地租改正の進行状況をふまえ、関係法令の整備をできるだけとり入れようとしている。もちろん、北海道の現状をふまえ、所要の改正をほどこしている。それゆえに、標題が地租創定條例とならなかったのではないか。江戸時代から地租が存在した地域はごく少なく、所有権を与

える地域が大部分であるが、作業そのものは地租改正作業と共通するところが多いのであり、そこから各府県に適用される布告や達が大いにとり入れられたし、また、とり入れることもできた。そして、各府県でなされた作業と共通した作業が相当進行した段階で、前述の條例が出されたと、解することが妥当である。

(六) 地租創定の結果

(1) 「開拓使事業報告」に収められた国税表および地租表をまとめたのが表4および表5である。明治十年までは函館支庁管内の渡島国亀田郡の宅地にしか地租がない(もつとも、地券税となっているが)。国税表及び地租表によれば、根室支庁管内では、明治十年度から海産干場が計上され、明治十二年度から、宅地・畑が計上されている。

函館支庁管内では、海産干場及び宅地については明治十年度から計上され、明治十一年度に急増する。札幌本庁管内では、各地種を通じて明治十年度から計上されているが、宅地・畑とも伸びが著しい。全道を通じて、海産干場について作業が進められているものの、地租収入についてみれば宅地が海産干場を上回っており、逐年両者の差が開くばかりである。

(2) これらの計数は、地租創定作業の進行状況を表しているが、地価査定表と比較すると、両者には、若干相違がみられる。⁽⁹²⁾

① 札幌本庁の明治十年海産干場宅地地價査定表(表6)によれば、ごく一部の郡で総括表の地坪が上回るものの、総括表より多くの郡において地価査定表の地坪の方が上回っている。両地種とも総括表には計上がない地域さえ存在する。明治十四年度になって、海産干場について地価査定表の地坪と総括表の地坪はほぼ一致するようになるが、宅

地の地坪は総括表の地坪の方が上回る。宅地について除租期間を了したものが多くなったと思われる。

② 函館支庁において、明治九年末の「管内海産干場地價査定表」における宅地の地坪は、総括表上の宅地の地坪より少ない。また、海産干場の調査は明治九年中に相当行われているにもかかわらず、海産干場の地坪は総括表に計上されていない。この点について、北海道漁業の基地たる地域においても、地税が海産干場の地上部分に対して課税されるという段階にまだ達していなかったという推測も可能である。また、宅地に関する両表の差異は、海産干場と関連しない宅地、たとえば、海岸とやや離れた地域にある宅地とか、純粋な市街宅地や郡村宅地などが、相当存在していると思われる（表8）。

③ 明治十三年八月「管内漁場昆布場地價査定表⁽⁹³⁾」は、根室支庁に関するものである。地價査定表中の漁場・昆布場より総括表の方が面積が広く地租額も多い。開拓使事業報告が、宅地について、「除租年限中故ニ地價査定中ニ止ル⁽⁹⁴⁾」としながら、総括表では地租があるのは、耕宅地関係の地租を含むのであろう⁽⁹⁵⁾。もっとも、それでも、「管内漁場昆布場地價査定表」の地坪が総括表の地坪より多く、地価がほぼ同額であることを、説明することは難しい⁽⁹⁶⁾。

(3) 明治十二年十一月、開拓使の柳田少書記官は地租創定地価調査の調査顛末を著わしている。その中の計数は、海産干場を除いていると考えられる。調査顛末の地坪が総括表の地坪より多いのは、除租期間満了前の部分を含むと思われる。しかし、総括表の地租が、調査顛末の約3倍に達するというのは、同年「六月市街宅地々價改正中本年一月ヨリ六月ニ至ル地租ハ假納シ改正後過不足計算ト定ム⁽⁹⁷⁾」ことの反映であろう。

(4) ついで、本支庁別に地坪をみると、明治十年度こそ札幌本庁が六割を占めていたが、明治十一年度からは函館支庁管内での作業が急速に進められた結果、函館支庁管内の地坪が全体の三分の二を占めるようになっていた（表10）。

地坪の地種別構成比の推移をみると、十年度は海産干場が、約半分を占めていたが、十一年度からは約一〇パーセントに低下した。これに対し、畑は十年度こそ約分三の一と第二位に甘んじたものの、明治十一年度からは約三分の二を占めつづけている。

地租の構成比についてみると、宅地が半分以上を占めつづけている。海産干場は、明治十年度こそ三分の二を占めたものの、十一年度以降は二割にとどまっている。

これらの数字は、海産干場から作業をすすめ、次いで畑を対象としたこと、しかし、海産干場と畑の単価が安く、収入としては宅地に依存せざるをえなかったことを示している。

(5) これまでの「開拓使事業報告」の地租表からみると、いわゆる地租創定の作業は、明治九年度から開始され、十三年度には一応終了したと、考えられる。さらに、「開拓使収支統計」によれば、明治二年十月より三年九月までの期間にも地税が計上されていることから、さらに遡ることも可能である。海産干場が全道で一連の作業の対象とされていること、本支庁の中では札幌本庁での作業が先行していること、根室支庁では反対に作業の進行が遅いことが、確かめられる。

しかし、地価査定表と総括表と必ずしも整合しない。地価査定作業を終えたものの、また除租年限中の土地が多かったとも考えられること、地価査定表が必ずしも一度に作成されなかったこと、仮納付させた事例が多いこと等、多くの要因が考えられる。今後、除租期間の満了の状況、現実の課税台帳の収入台帳、「開拓使事業報告」の作成過程を検討しなければならない。

(6) 「開拓使事業報告」を「地租改正報告書」を明治十四年度で比較(表11)すると、まず、海産干場が北海道にお

いて、地坪・地租とも比重が高いのに対し、全国では影すら見ないと言っても過言ではない。海産干場は雑地に含まれているが、雑地をとりだしても全国では一パーセントにも達せず、青森や岩手でもごく少ない。

「地租改正報告書」では、山林原野池沼が、地坪で六〇パーセント、地租で一・五パーセントとなっているのに対し、「開拓使事業報告」では分類がない。除租期限中でもあり調査がなされなかったことを示している。

各府県では、田や畑そして宅地について熱心に地租改正作業が進められている。すなわち、地坪で田畑が三五・九パーセント、宅地が二・八パーセント、計三八・七パーセント、地租で田畑は九〇・一パーセント、宅地で八・一パーセントと、重点が置かれている。これに対し、北海道では傾向を異にし、地坪では畑が六七・四パーセント、宅地一二・九パーセント、海産干場九・九パーセントと畑が圧倒的に多いのに対し、地租では宅地五六パーセント、海産干場一九・七パーセント、畑一七パーセントと、宅地の比重がきわめて高くなっている。北海道では海産干場について宅地と畑とを重点にして地租関係作業が進められていること、地租の中でも海産干場の地租がそれなりのウェイトをもつとともに、北海道の中では宅地の地価がきわめて高かったことを示している。

(7) 北海道の正租とされるべきものは、前稿に述べたように地租と物産税である。地租と物産税の計を土地に課せられたものとしてみると、全体では三割ないし四割の高負担となる(表12)。海産干場だけに課せられたとすると、地租は海産干場の地価を上回るようになってしまう。それだけ海産干場に対する期待が高く、海産干場の担税力を高く評価したことになる。そのことが、物産税の北海道水産税への改組、及北海道諸産物出港税の廃止への契機となったことは、前稿のとおりである。

(4) 丈量費

明治十二年二月の「地租創定告諭」⁽⁹⁸⁾は、各府県における地租改正作業と北海道におけるいわゆる地租創定作業とを対比しつつ、北海道の人民にとって有利な地租創定作業に協力するよう、人民に論じている。その中で、官が諸般の事項を官において反覆ていねいに調査し、人民は収穫と等級を書き出すにすぎないこと等、一連の作業が官の主導でなされたことを明らかにしている。さらに、明治六年及び八年の三角測量、九年九月の全道の大小区画の決定も、官費でなされた。

そうした経界測量等は開拓使の本庁費(表25)でまかなわれてきたが、北海道への移住者が増加し、土地割渡の出願者が増加してきた明治十五年四月十八日、根室・札幌・函館の三縣令は、連名の上、予算の増配を中央に求めた。⁽⁹⁹⁾三縣令は、大川川でも未了のところが多く地理上の事務が大量になるところから、丈量経費を多額に必要とするものの経費が不足し、このままでは移民に地所を割渡し地券を交付することができないとして、三県合計五万二千五百余円を請求した。大蔵卿は計三万四千七百余円に査定し、結局、同年十二月に計二万三千円が認められた(表15)。⁽¹⁰⁰⁾札幌県は更に増配を請求した結果、五千円の増配を受け、十六年以降も毎年一万八千円の交付を受けることとなった。⁽¹⁰⁰⁾あわせて、丈量費という大科目が設定された。表15の上からは、明治十二年度から十五年度にかけての期間が、ちょうど、いわゆる地租創定のピークの期間である。

丈量費の十二年度から十四年度までの実績は、前記の伺いの審査過程で、政府の照会要求にこたえ、報告されている。その前年実績は追加申請額に近似し、十四年度は十三年度を一割程度上回っていることから、増配額は、ほぼ増

加額と同額と考えてよいと思われる。

この丈量費増加申請は、丈量担当者の俸給と庁費で構成されており、その内訳は「地租改正報告書」の経費内訳(表14)と共通しているところが多い。したがって、丈量費は、いわゆる地租創定経費の全てではないものの、丈量費がその主要部分を占めている。ただ、表14に明らかのように、民費の負担が各府県では約八割に達している点が、北海道とは異なる点である。

地租改正において、その経費の調達が重要な問題であったことは、「公文録」の中にもいくつかの伺いがあることからも、十分にうかがうことができる。たとえば、「地租改正費用地券証印税ニテ不足ノ分徴収方伺」(明治九年三月)⁽¹⁰⁾は、地券証印税にて改正費用をまかない不足分を人民より徴収し余剰は人民に返却しようとしており、一ヶ月後に承認されている。また、「地租改正費用ノ義ニ付伺」(明治九年五月)⁽¹⁰⁾は、改正地券に関する費用が証印税では不足するとして、その手当を求めたものである。いずれの伺いも、国又は県が必要な経費の大半を負担していないことを示している。

〔注二〕

- (1) 佐々木寛司「地租改正」中公新書(以下、「佐々木」という。)三五頁。
- (2) 「佐々木」三五〜三六頁及六六頁。旧民法を起草したポアソナードも感嘆したと、言われる。「講座日本近代法発達史第一巻」四一頁及び五〇頁注(3)福島正夫担当。
- (3) 「佐々木」三六頁。
- (4) 「佐々木」二八〜三三頁。「明治財政史」五卷三一五〜三三六頁。
- (5) 「佐々木」一四四〜一四六頁。安藤春夫「封建財政の崩壊過程」。

- (6) 「明治財政史」五卷二三三頁。津本陽「下天は夢か」(日本經濟新聞連載)の平成元年二月十七日～十九日分は、安土山下町のことをあつかっている。
- (7) 佐藤進「大阪地子銀免除の話」税制史こぼれ話第二二回、旬刊国税解説速報平成元年三月十八日。
- (8) たとえば麻布弼吉(福島正夫「地租改正」吉川弘文館〔以下『福島』という。〕七三頁)。
- (9) 「北海道志」巻之二十(以下「北海道志」という。)四丁。
- (10) 南鉄蔵「改訂北海道総合経済史」(国書刊行会)以下、「南」という。三五一～三五五頁、三七〇～三八三頁、四五一～四五三頁。
- (11) 「南」三七二～三七三頁。
- (12) 「開拓使事業報告」第五篇(以下、「開拓使事業報告」という。)四五四～四五五頁、四二四～四二五頁。
- (13) 「北海道志」四～五丁。
- (14) 「開拓使事業報告」四二四頁。
- (15) 「北海道志」五丁、「開拓使事業報告」四五五頁。
- (16) 「北海道志」六丁。「開拓使事業報告」四五六頁。
- (17) 「開拓使事業報告」四五四頁。
- (18) 「開拓使事業報告」三五六頁、五二一頁。
- (19) 北海道立文書館に多数の地價創定関係資料が残されているが、請書のかなりの部分の写しが税務大学校租税資料室に収集されている。
- (20) 「法規分類大全」(以下、「大全」という。)第一篇財政門決算五の決算報告書三、四五二頁以下。とくに四六一～四六二頁。もっとも、地税は地券証印税のことであると、考えていた可能性は否定しえない。
- (21) 「南」四三五～四五五頁。
- (22) 前稿参照。
- (23) 「福島」二三三頁。

- (24) 「大全」第三八卷五二七〜五二九頁。「明治財政史」第五卷九二九頁。
- (25) 「明治財政史」第五卷九二九〜九三〇頁。「大日本租稅志」卷之四十六、二十六丁〜二十七丁。
- (26) 「明治財政史」第五卷九三〇〜九三一頁。「大日本租稅志」卷之四十六、二十七丁〜三十丁。
- (27) 「明治財政史」第五卷九三二〜九三三頁。
- (28) 「明治財政史」第五卷九三〇頁。
- (29) 熊谷開作「日本の近代化と土地法」四四頁。
- (30) 「明治財政史」第五卷九三三頁。
- (31) 「明治財政史」第五卷九三三〜九三四頁。
- (32) この項について、鈴江英一編「海産干場地租創定関係文書」(『松前町史』史料編第四卷抜刷)〔以下、「海産干場文書」といふ〕参照。
- (33) 「明治財政史」第五卷四一〇〜四六四頁。
- (34) 「明治財政史」第五卷四三二〜四三四頁。
- (35) 「明治財政史」第五卷四三九〜四四二頁。北海道への適用は否定されていず、北海道にとっても重要な指針となっている。なお、全国にとって、より重要な「市街地改正調査法」については、九年三月七日地租改正事務局達別報十四号として、細目が発せられている。こちらも、北海道への適用は否定されていない。
- (36) 「明治財政史」第五卷四四二頁。
- (37) 「明治財政史」第五卷四四四頁。
- (38) 「明治十四年巡幸雜記 十七」(国立公文書館蔵)〇一三〜〇一四。
- (39) 「開拓使事業報告」三六〇頁。なお、根室支庁が参照した「漁場昆布場地價検査心得」が、この頃に出されているはずである。
- (40) 「開拓使事業報告」四二九頁。
- (41) 「開拓使事業報告」第一篇(国立公文書館蔵。以下、「第一篇」という。)二五二頁。

(42) 「海産干場文書」一九〜二四頁。同五〇〜五二頁には、「地租創定順序心得ノ解」と題する注釈が載せられている。なお「明治財政史」四三〇頁は、「海産干場地地租創定順序」としている。

(43) 「海産干場文書」二五〜二六頁。同五二〜五四頁には、「漁場昆布場地價検査心得ノ解」と題する注釈が載せられている。

(44) 「開拓使事業報告」四三〇頁。

(45) 「海産干場文書」五頁。

(46) 「第一篇」三四〇頁及二五三頁。

(47) 「開拓使事業報告」五二二頁。

(48) 「第一篇」三四五頁。

(49) 「第一篇」三五六頁。

(50) (49)に同じ。

(51) 「開拓使事業報告」五二七頁。

(52) 「第一篇」三五六頁。

(53) 明治九年自九月至十二月「公文録——開拓使之部」(國立公文書館蔵。㊦一九二七)の三十一号案件。

甲第二十七号 管内地租課収ノ義伺

明治五年九月御布告北海道地所規則第十六條ニ除租滿期後ノ制程ハ追テ可相定旨掲載有之條處同第三條ニ掲載セル漁濱昆布場ノ義ハ本年ニテ滿期相成候ニ付地租課収等ノ義明治六年第二百七十二號御布告地租改正ノ條規ニ循フヘキ筈ニ候得共漁場昆布場ハ勿論耕宅地等府縣ト其躰載ヲ異ニシテ從來貢租ノ制ナク且開拓施行中專ラ民業ヲ勸誘シ戸口繁殖ノ方ヲ盡シ候義目下ノ要務ニ付遽然府縣同軌ノ制ニ循ヒ難キ情状有之候間地租創定ノ大要ハ一般改正ノ御趣旨ニ則リ其節目ニ至リ候テハ當使限リ地方適宜ノ處分致シ管内一般地券ヲ發シ地租ハ當分ノ内地價百分ノ一ニ定メ人民舊來ノ所有地並漁濱昆布場ハ來明治十年ヨリ收稅シ其他地所規則土地賣貸規則中各種ノ地所ハ通年除租滿期ノ翌年ヨリ右ノ租額ヲ課収シ開拓進歩ノ度ニ随ヒ土地漸次ニ整理後來自然一般ノ成規ニ適合候様施行致シ度候条至急御允裁有之度比段相伺候也

明治九年十一月十四日

開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美 殿

(54) (53)に同じ。

第百六拾壹号

北海道地租ノ儀當分地價百分ノ壹ニ相定候條此旨布告候事

明治九年十二月廿八日

太政大臣三條實美

(55) 「開拓使事業報告」三六〇頁。

(56) 「明治財政史」五卷三六〇頁。

(57) 「明治財政史」五卷二六六〜二七六頁。

(58) 「明治財政史」五卷二八五頁。

(59) 「明治財政史」五卷二八六〜二八七頁。

(60) 「明治財政史」五卷四三二頁、「佐々木」一五三頁。なお、明治八年十月太政官布告一五六号で地方費も地租の三分の一以内とされ、市街地の地租負担率は郡村地と同水準とされる。

(61) 「明治財政史」五卷四三四〜四三八頁。

(62) 「公文録——開拓使之部 全(明治九年^{自九月}至十二月)」(国立公文書館蔵)の三十五号案件。

(63) 「明治十二年^{自三月}至三月 公文録——開拓使之部全」(国立公文書館蔵)(㊦二五九一)の十四号案件。

(64) 「開拓使事業報告」三六三頁。

(65) 「開拓使事業報告」三七九〜三八〇頁。

(66) 「開拓使事業報告」四三七頁。

(67) 「開拓使事業報告」四三九〜四五二頁の表によれば、平均が八・三パーセントである。なお、根室支庁も八・八パーセント

であるので、全道で統一されている可能性がある。「開拓使事業報告」五三三頁。

(68) 「開拓使事業報告」四四四〜四四六頁の柳田少書記官の調査てん末。

(69) (68)に同じ。

(70) この段落につき「開拓使事業報告」四四三〜四四六頁。

(71) 「第一篇」三五七頁。

(72) (71)に同じ。

(73) 「開拓使事業報告」五三三頁。

(74) 「第一篇」三五七頁。

(75) 「開拓使事業報告」五三四頁。

(76) 「開拓使事業報告」五三四〜五三五頁、五二八〜五二九頁。

(77) 「開拓使事業報告」五三五頁。

(78) 「開拓使事業報告」五三八頁。

(79) 「開拓使事業報告」三七九〜三八〇頁、四五三頁、五三八〜五四〇頁。

(80) 「第一篇」三五八〜三五九頁。

(81) 「開拓使事業報告」四四一〜四四三頁。

(82) (71)に同じ。「明治財政史」九三九〜九四八頁。

(83) 「明治財政史」九三五〜九三九頁。

(84) 「明治財政史」五三五〜五三九頁。

(85) 「明治財政史」五四七〜五四九頁は、第三項で「地目」につき次のとおり述べている。
地税表ノ地目ハ左ニ割註セル種類ヲ編入シ其他異稱ノモノハ類似ノ地目ニ編入スヘシ

田 不定田
沼 田

畑 類外 一毛畑 伐替畑
不定田 雑畑 焼畑

郡村宅地 準市街 社寺境内
社寺堂宇敷地

市街宅地

鹽田 製鹽場

温泉 温泉引

山林原野 竹林

池沼 養魚地

雜地 物干場 網干場 布晒場

(86) 「明治十七年公文錄 大藏省三月第一」(国立公文書館藏 ㊦三七一九)の二号案件。

(87) 「佐々木」一一六頁。

(88) 「明治財政史」五七〇〜五七三頁。

(89) 「明治財政史」二六九〜三一四頁、四一〇〜四八四頁。

(90) 明治十年開拓使達乙二十五号と北海道地券発行條例を対比すると、次のとおりである。

3 2 1 前 条 条 条 文	明治十年開拓使達乙・二十五号				
	1 章	対応する北海道地券発行條例の條文			
- 3 1 2	2 章				
15	3 章				
	4 章				
46 45 5 5 49 - 47 48	5 章				

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	
条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	
											6	4			
											8	7	—		
													14		
											39	37			
											43	42	35	38	
											41				
											44	50			
											56	54	52	58	51
											55			57	

- (91) 「開拓使事業報告」三九六〜四〇七頁、四七〇〜四八二頁、五四六〜五五一頁。
- (92) 表6〜9。
- (93) 「開拓使事業報告」五二九〜五三二頁。
- (94) 「開拓使事業報告」五二八頁。
- (95) 表9。差と税額がほぼ等しい。
- (96) 「開拓使事業報告」四四四〜四五二頁。

(97) 「開拓使事業報告」四四四頁。
 (98) 「開拓使事業報告」四四一〜四四三頁は、各府県と北海道の状況を、次のように対比している。

各 府 県	北 海 道
政府の仁恤により地価の二・五パーセントに下げられた。	地租は百分の一という特典があり、さらに米穀の価格や利 朱も寛となっている。
調査は人民より請願し、官が検査するのみ。	人民は収獲と等級を書出さしむるのみ。官において、諸搬 の事項を皆、反覆ていねいに調査する。
初丈量着手より諸帳調査等一切人民の負担とし、その費は 莫大なものとなっている。	官の費やす所巨額にして、仮に将来数年の租税を納るも、 今日の使用を儘に足らない。

- (99) 「明治十五年公文録大蔵省十月全」(国立公文書館蔵、⊗三三〇六)第十号案件。
 (100) 「明治十六年公文録大蔵省五月第二」(国立公文書館蔵、⊗三五一六)第四十九号案件。
 (100) 「明治九年四月公文録 内務省之部七」(国立公文書館蔵、⊗一八四六)、第一一八号案件。
 (101) 「明治九年五月公文録 内務省之部五」(国立公文書館蔵、⊗一八五二)、第一四六号案件。

三 各地方における作業

(一) 「海産干場地租創定関係文書」

既に述べたように、北海道の地租改正事業は、他の府県と異なり、漁場・昆布場・鱈場・納屋場・魚屋場などと呼ばれた海産干場から着手されるとともに、それを最も重要な対象としていた。こうした海産干場に対する一連の作業を具体的な文献に基づいて考察することも、必要である。

こうした一連の作業に関する諸史料には、法規、指令、作業経過報告、出先と本部との往復文書、漁具・漁夫・漁獲高などの報告・上申書等の地租の決定から地券発行に至るまで、多種雑多なものがあり、その多くが北海道立文書館や国立公文書館等に収集保存されている。そのうち、北海道立文書館に収められている史料のうち松前地方の部分が「松前町史」史料編に収録されている。⁽¹⁾ これらを材料にして、一連の作業を具体的に考察する。なお、「海産干場地租創定関係文書」にみる諸史料の事実経緯については、表17を参照。

(二) 松前地方の海産干場

(1) 松前地方は、松前藩の本領であり、場所請負人の多くが居住していた。海産干場の担税力も高く、海産干場の割渡がなされ、その売買の慣行も存在していた。「海産干場地租創定関係文書」にも、天保十二年(一八四一)の「永代譲渡家屋敷證文之事」など、二十件の例が収められている。⁽²⁾ これらの地域は、偶然であるが西在の地であり、永代譲

渡の慣行が古くから広く存在していたことが、うかがわれる。これらの地域では、近代的所有権が誕生しつつあったことを示している。こうした地域は、漁場持（場所請負人を含めて）の影響が非常に強く、彼らにより漁場・昆布場・家屋倉庫敷地などが広く占有されていた。こうした地域から地租改正作業が着手されることは当然であったし、租税国家を打ちたてるとともに、開拓を強力に推し進めていくためにも要求されるべきことであった。

開拓使函館支庁は、「地租創定取調」⁽³⁾又は「地租創定取調掛」⁽⁴⁾を置き、一連の作業にあたらせている。この役職は、他の支庁にも当然存在していると考えられる。

所轄官庁である開拓使函館支庁は、松前分署に、「持場内耕宅地及漁場等、旧館藩之節券状等之モノ各人民江與へ候哉ニ有之候處、右は照考之為入用ニ付取纏メ地所ニ関スル券状ニ似寄之モノニテモ不残写ヲ製シ、其由来ヲ記シ取調可差出」⁽⁵⁾旨布達されている。それは明治九年十月末と思われる。ただ、達は活字文として広く領布されたのではなく、読み聞かされた所もあったようで、上申書に引用された箇所は、地域によっては、文言は必ずしも一致していない。そして、西在の村々は、福山市中の外は券状のものは渡さず、水牒を製し、売買の節に村役限りで奥印を捺してきており、そうしたものは無いと、明治九年十一月十一日に上申している。もっとも、明治十年一月七日、調書や収獲高調等を提出するものの、「福島郡各村之内認方不都合之分有之、認替申達未タ進達不致候故、今便間ニ合兼候間、後便可差進候条」⁽⁶⁾とし、協力を申し出ている。これに対し、東在の村では、券状のようなものはないとのみ上申するだけで、追加して資料を差出すとは言っていない⁽⁷⁾。

この上申は九年十二月十五日付であり、このときには一村挙げて一人持の漁場を出願している⁽⁸⁾。評価人が選定されつつあり、作業が西在に比して、一段階飛躍していたことが、背景にあると思われる。他方、西在の村々が、十年一

月七日付で上申したことは、漁場を一村で持つ（共有——むしろ当時の意識からすると合有——）のか、一人一人が持つのか、争いがあり、一連の作業が停滞しようとしていたところ、幸いにして停滞が解消したことに、原因するよう思われる。

西在の村々（八村）が一村持を主張したのは、明治九年十一月二十二日、担当者が出張してきた際のことであると、「海産干場地租関係文書」は述べる。しかし、いきなり八ヶ村がまとまるはずがなく、少なくとも九年十月末に券状のようなものを提出するよう指示されてから相談しているはずである。一村持を主張した村々は、理由として、(イ)これらの村々は、従前より誰が所有しているのか区別してきておらず、古来一村共有のものとされてきていること、(ロ)一人たりとも己の漁場と取極置くものもなく、官民有地の区別がつきにくいこと、(ハ)不漁のために他郡に追鯿(9)しており、たまたま前の浜に鯿の群が到来したときは各村の漁民が集って、場所区別を問わずに収獲している。仮に、一人持にすると、その人が取締るので、村内勝手に漁業仕兼ねるとともに、現在不漁で割渡を受けられる余裕がないこと(11)とをあげている。これらの地域は、地域の経緯と一人持となったときの漁業への支障を理由として反対する。この地域では、惣代といっても、漁場持としての影響力は既に失われ、漁民代表としての性格が強くなっている。そこから、これまでの経緯から、親しんだ漁民の意をくんで反対したのであろう（漁民が新規課税と理解したと考えられる。）。

もっとも、それより条件が悪いと考えられる東在の地域、すなわち(イ)下及部村は畑作中心で漁業といっても川鮭漁にすぎず、(ロ)大沢村は奥地出稼が専らであり、(ハ)荒谷村は小村で昆布取を専らとしつつも衰微に向かっており、(ニ)炭焼沢村は他の村と別区画で土地がなかった(12)にもかかわらず、一人持に顕著な反対行動を示さず一人持漁場を受諾した

理由は、詳らではない。分署からの説得と（詳しい内容不明）と、地租が予想以上に低かったからであろうか。

いずれにせよ、明治九年十二月中旬には、松前地方において一村持か、あるいは一人持かという論争はほぼ決着し、以後、本格的に作業が進められた。本庁から明治九年十月七日に指示されていた評価人の選定も、論争の終結を予期したかのように進められ、その結果、漁場昆布場評価調が明治九年十二月中に提出された。しかし、これは評価人の選定から評価調の提出までが極端に短い（早ければ二〜三日、長くて二週間）ことから、自己申告といった性格のものである。これ以後、地価が決定されるまでの土台となっている。

なお、同じような「海産物五ヶ年收穫調」⁽¹⁴⁾が、明治九年十一月上旬に各村から提出されている。この場合は、評価人の署名がない。これは、実地調査に先立って提出させたもので、この際には西在の地域も提出を拒否していない。各漁種別に明治五年〜九年の村全体の收穫高の報告であるが、当時の海産税則の状況と一致するか否かは断言できないが、やや低目であるように思われる。

また、「海産收穫高調」⁽¹⁵⁾と題する一連の文書がある。十二年十二月の日付が多く、各村ごと漁家ごととその町村で各漁家が收穫した量がまとめられている。評価人が署名していないが、村用係と戸長の連署があるものが多い。前記の「海産物五ヶ年收穫調」と、ある程度一致するようである。ただ、一人別か一村持かの論争が決着した後にとまとめられる資料とは思われない。地域によっては、見切発車で作業されたものが含まれていると、思われる。いずれにせよ、この調が地価を決定する重要な材料となっていることは、たしかである。

(2) こうして、割渡を受けたあと、評価が行われている。申告と評価との間に差があれば、入札が行われて、各村の「等位地価略表」が作成される。「海産干場地租創定関係文書」には、東在を中心に五カ村分の地価等位略表が収めら

れているが、前後の関係から九年十二月後半の作成と考えられる。⁽¹⁶⁾

この「等位地価略表」に基づいて公定地価が決定され、住民から受書が提出されたという。あわせて、村全体の反別価格が「漁場昆布場地價反金表」に整理されるとともに、その村の地租総額が「漁場昆布場反別地價表」にまとめられる。⁽¹⁷⁾「海産干場地租関係文書」には松前地方の各町村のものが収められているので、表20でまとめた。いずれも「漁場・昆布場」が「海産干場」と改称されていないので、明治十年十二月前の作成と思われる。坪数は鮪漁場内の宅地を含むものの、開拓使事業報告の地租表（津軽郡）の坪数とほぼ一致し、地価も酷似している。したがって、明治十年末には松前地方の海産干場について実地調査が終了したと考えられる。

(3) 各町村で決定された地価をまとめた地価帳の記載内容を承認する請書（戸長及び町村用係が連署する。）が、明治十二年五月から六月にかけて提出された。各村で順次地券が発行され、明治十二年六月から十三年二月にかけて、地券請取證（または地券受取之証、地券請取証）が提出される。⁽¹⁸⁾地券書換及び焼失した地券の再発行を含んでいる。東在の方が交付が遅れているが、その理由は不明である。西在では、原口村・江良町村・根部田村・札前村しか、「海産干場地租関係文書」に納められていない。おそらく、交付が遅れたものと思われる。各村別の海産干場地券受取状況（表19）をみると、四三パーセントしか交付されていない。海産干場の作業が先行したとしても、地券の交付は、他の地目と歩調を合わせたと思われる。

(三) 札幌本庁管内の地租創定請書

札幌本庁管内の地租創定関係の資料については、道立文書館に多数所蔵されている。このうち、地租創定請書につ

いて、税務大学校租税資料室は写真により収集した。この項では、この収集分について、簡単に分析を試みようとするものである（なお、文書館所蔵の請書の全部を収集しえなかった可能性もある）。

収集分のうち、漁場は三・七パーセントしかなく、後志及び日高の国にしか見当らない。前稿で示すように、場所が全道に広がっているのかかわらず、漁場の請書が少ないと言わざるを得ない。たとえば、明治十二年当時の札幌本庁の状況からいえば、二割弱であっても不思議ではない。⁽¹⁹⁾

松前地方の漁場の地租創定請書が、前項で扱ったように明治十二年五月の日付であるのに対し、表21にみるように、明治九年から十四年の日付と、幅が非常に広い。日高国、胆振国及び石狩国の分は、明治十二年が多いのに対し、後志国では明治十年後半及び明治十一年後半の日付が多い。後志国では、非常に順調に請書が提出されたことになる。

そこで、後志国・日高国の請書を見ると、漁場は明治十年の日付が多く、一部が明治九年の日付である。松前地方の漁場と同じく、早めに漁場について調査が行われたことが確かめられる。後志国・日高国では、漁民の協力度が高く、納税意識も高かったようである。

札幌本庁は、漁場と後志国に重点をおいて、一連の作業をすすめたことが、以上から認められる。国によって、協力度が違うことは、全部の資料を分析しないと、その理由は何か、断言することはできない。さらに、地域によって、請書の日付に幅があることについても、分析をする必要がある。

(四) 根室支庁を中心とした地所割渡の動き

地所割渡の動きと、いわゆる地租創定作業とは、作業が関連し、開拓使事業報告でも両方の項にまたがって記述さ

れている。そこで、根室支庁を中心にして地所割渡の動きをながめることとしたい（表22・23参照）。「開拓使事業報告」より少し遅れてまとめられた「根室縣史草稿」（国立公文書館蔵）は、開拓使事業報告と形式や記述方針が一致しており、内容もやや詳しいので、検討する。

宅地と海産干場を中心に、明治五年に根室支庁管内のほぼ全域にわたって、地所が無代で下与されている。その規模は、払下げが盛んになった頃とあまり違わない。翌明治六年には無代で下与されなくなっている。なぜ、この時期に集中しているのか、理由は不明である。

また、明治六年から払下げが始まっているが、根室国から始まっており、釧路国では十年になって払下げが始まる。北見国については、十二年に紋別村のごく一部の宅地が払下げられた後は、十六年まで払下げがない。

地種でみると、宅地・畑の海産干場の順に払下げが始まっており、必ずしも海産干場から払下げられたわけではない。また、漁場持の力が弱まるにつれて払下が増加していくが、地租創定作業がピークを迎えた十二年頃から全体的に払下げが急増している。このことは、近代所有権が次第に定着していく様子を、うかがわしめる。

こうした払下状況と地租表（表4）とを対比したとき、もっとも理解し難いのは、畑と宅地については払下げが先行して地租表の地坪が追いかけているのに対し、海産干場については地租表の地坪がはるかに先行し（しかも、明治十年度と十四年度とでは一パーセント強しか違わない。）ていることである。また、地租表を表5で見ると根室支庁管内では、明治十・十一年度には海産干場しか計上されず、宅地と畑が地租表に登場するのは明治十二年度からであるのに対し、「根室縣史草稿」（本稿では表22・23）では、明治八年から登場してくることである。

ここで考えられるのは、無償下与の中には漁場で漁業をしている者が多く含まれ、十年度には除租期限が切れ又は

切れかかっている地が多い可能性が高いことである。畑よりも漁場の方で働こうとする者が多かったことは事実である。海産干場から改正作業が着手されていることからすると、この可能性は極めて高いと考えられる。これが、他の本支庁以上に海産干場にウエイトがかからざるをえない根室支庁で典型的にあらわれてきたのが、表4及び5と表22及び23の差ではなからうか。

〔注三〕

- (1) 「松前町史」史料編第四巻抜刷、昭和五十五年三月三十一日発行、「海産干場地租創定関係文書」鈴江英一編。以下、「海産干場文書」という。
- (2) 「海産干場文書」九七〜一〇六頁。
- (3) 「海産干場文書」三六頁など。
- (4) 「海産干場文書」六二頁など。
- (5) 「海産干場文書」九六頁、九四頁。
- (6) 「海産干場文書」九四頁。
- (7) 「海産干場文書」九七頁。
- (8) 「海産干場文書」九〇〜九一頁。
- (9) 「海産干場文書」一三四頁（明治十年一月四日付の具状書）。
- (10) 「海産干場文書」一三二頁。
- (11) 「海産干場文書」八六〜八七頁。
- (12) 「海産干場文書」一三三〜一三四頁。
- (13) 西在のうち、江良町村以外は、十二月十五日までに調査・丈量・割渡を終えている。東在の各町村は一人持割渡を希望する者が多く順調に処分が進み、九年十二月二十日に完了している。残る江良町村が一村持の主張を撤回したのは、取調掛一行が函館に帰任した十二月二十三日で、電報を以て江良町村人民前非を悔い漁場を銘々割渡之儀をたん願している。「海産干場文

書] 一三五〜一三六頁及び七頁。

(14) 「海産干場文書」 四八五〜五三二頁。

(15) 「海産干場文書」 一四三〜四八四頁。

(16) 「海産干場文書」 八八〜九〇頁及九二頁。

(17) 「海産干場文書」 五六六〜五七五頁。

(18) 「海産干場文書」 五七六〜六一五頁。

なお、租税係というポスト名から、おそらく明治十一年七月以降と思われる。

(19) 開拓使事業報告第五編によると、明治十二年の札幌本庁の状況は、次のとおりである。

	海産干場	宅地	畑地	計	海産干場のシェア
地坪	一、五七七、七五坪	四六、九四坪	(三〇五、七三七町) 六、三二、四二坪	八、二六、四〇坪	一八・九%
地価	二六、七、五五円	二六、七、五五円	一〇、八、九三円	五五、三六円	三〇・九%

四 第二の地租創定へ——まとめに代えて——

(一) 地租創定の推移

明治六年七月第二七二号布告を以て、地租改正條例が發布され、各府県で地租改正作業が始められたが、北海道に

は直接適用がなかつたことは、前述のとおりである。

北海道において開拓を奨励する政策が、長期間継続された。そのため、土地を割渡し地租を除租することが必要となるとともに、あわせて開墾に対する法制の整備を優先してきた開拓使であったが、漁場持の廃止に目途がつきはじめた明治九年後半、開拓使は地租課税の準備を始める。明治十年には漁場・昆布場の除租期限が過ぎようとしており、また、明治八年八月には、全国一般地租改正期限を明治九年と定められた各府県が、地租改正作業を竣工させるべく作業に全力をあげて取り組んでいた。

そうした状況のもとで、開拓使の本支庁は、各府県の動きを眺めつつ、明治九年九月に漁場昆布場に関する心得を定め、地租改正に関する一連の作業を開始する。同年末、太政官布告第一六一号により、北海道における地租の税率は一パーセントと、各府県における地租の税率より大幅に低く定められた。各府県における地租の税率は、翌年一月四日に二・五パーセントに引下げられる。が、布告一六一号発布当時には既に税率が検討の対象になっており、各地の納税者の改租不服運動の対応に迫られていた。このため、税率三パーセントを固守することは難しかったはずである。開拓を奨励するため税率についても優遇すべきところ、幸いに地租改正條例が将来の税率として一パーセントを予定していたので、「開拓移民勧誘の為」という名目のもとに一パーセントを採用したと解される。一パーセントという数字自体には根拠はさほど存在しない。あわせて、市街宅地において一パーセントによる課税が行われていた地域が全国には存していたこと（おそらくは函館にも存在していたものと思われる。）もあったことも、重要な要素となっていたと、解することができる。

さらに、この通達によって、はじめて地租が徴収され始められたわけではなく、それ以前に前身の税が徴収されて

いた地域もあったし、一連の作業も既に始まっていたのである。さらに、札幌本庁では、十年末に海産干場宅地地價査定表がまとめられ、十二年度以降耕宅地の地租が徴収されている。

函館市街地においては、十年中に地租を地租に改めるとともに地租が徴収されている。その他の函館支庁管内での作業は、一時中断したことはあったものの、十二年十一月には各郡の調査が終了し、十三年に竣工している。そうした函館支庁管内の作業が比較的順調に進んでいる中で、十二年二月に「地租創定告諭」を出さざるをえなくなったのは、物産税との二重負担が問題化しつつあり、作業に対する協力を得るのに支障が出つつあったからである。その「地租創定告諭」によって、函館支庁管内での作業は比較的順調に推移した。「地租創定告諭」は、他の縣にも出されたと思われる（少なくとも、本州の府県に「地租改正告諭」が出されている例がある）。その租税論は近代的なものであり、現代でも十分通用する。この発遣の経緯を明らかにすれば、興味深いものがあると思われる。

根室支庁管内では、他の支庁に比して、一連の作業はゆっくりと進められた。十一年十一月から海産干場の地租が徴収されはじめたものの、耕宅地について創定検査がおわらなかつたところや、検査がおわつたものの創定に至らなかつたところがみられる。根室・釧路・北見三国の除租期限が満了した耕宅地について、十三年一月には十二年分より地租の徴収が始まるとともに、根室郡の永住者に対し従来貸与中の漁場昆布場に丈量がなされ、十三年七月に地券が交付されるに至つた。十三年九月に地租の徴収期限が、ようやく定められたものの、山林測量はごく一部の地域に限られており、他の本支庁に比べ、進行状況がゆっくりしている。各府県でも、山林原野は、明治十四、五年の間において調査を了したといわれるので、それほどゆっくりしているわけではないが。

これらの経緯から眺める限り、各本支庁とも海産干場から着手され、その地域の特色にあわせ耕宅地に及んでい

る。他方、山林については、着手が遅れている。さらに、地租表からは明治九年度から開始され十三年度に一応終了したとうかがえるし、丈量費からは十二年度から十五年度にかけての期間がいわゆる地租創定のピークであることがうかがえる。

要するに、いわゆる地租創定は、明治九年から開始され、十二年から十五年にかけて一応ピークを迎え、その後除租期間の満了と割渡申請を待ちつつ作業が続けられたと、解することができる。各府県の地租改正が九年度から十五年度にかけ竣工(102)したのと比較すると、いわゆる地租創定の歩みは遅いようであるが、開拓と割渡を進めながら進めていっていることを考えあわせると、むしろ予想外に早く進化したと評価することができる。

こうした経緯の中で明治十一年十二月二十八日に裁可された「地租創定着手ノ義」は、進行中の一連の作業の結果に基づき地券を交付し地租を課徴していく旨の意思表示であり、北海道地券発行條例を定めた旨の通知と解するのが相当である。標題通りこれから着手する旨の伺いという理解は、却って理解を誤らせることになる。

(二) 地租創定と地租改正

(1) 北海道で行われてきた一連の作業は、「地租創定」とよばれることが多いが、内容はまさに地租改正事業そのものである。そして、これらの作業は、全国的な地租改正事業の一環として、各府県での作業の進行を見きわめ、各府県の作業を参考にして行われ、他県の協力もあおいでいる。そのスタートこそ各府県より一見して遅れているが、各府県でも明治八年三月に「地租改正事務局」が設置された後、急速に進行しているので、北海道が極端に遅れているわけではない。それまで、北海道では、地積を定めるための土地測量が先行している（この段階では土地所有者を決定

するまでには至っていない。

北海道では、幕領時代より、移住者を本州・四国等から多数迎え入れ、開拓を促進すべく各種の法制の整備を図ってきた。その中には、多くの除租・免税規定が含まれていることは、前述のとおりである。それとともに、土地の私下・売下・割渡等の規定が相当多数含まれていることは当然である。こうした規定の背後に、土地が全て天皇の所有物であり、それを分け与えるのだという考え方が、見うけられる。その場合、地域によって近代的所有権に近いところと、そうでない地域、すなわち国有地に区分して考えているようである。いずれにしても、いわゆる王土思想が根強く生きており、また地租の創定を延期するという表現は認められない。一定期間地租を免除するのであって、本来は地租が課せられるべきものという前提にたっている。

こうした経緯の中で、「地租創定」という表現が、文書類に出現するのは、明治九年九月二十六日の「漁場・昆布場地租創定順序心得」(函館支庁。札幌本庁は同月三十日。)が、現在のところ最初であるように思われる。同年同月(九月)二十一日の漁場持廃止と、漁場・昆布場・家屋倉庫敷地の土地命令の直後であり、海産税と地租改正との密接な関係が示されている。もっとも、地租創定取調掛という官職名がいつ創設されたのか、現段階では確認できない。明治八年十一月に「開拓使職制並ニ事務章程」が、また十二月に「開拓使分局章程」がそれぞれ定められ、開拓使の組織改正が行われているので、「地租創定」という用語は、「管内地租課収ノ義伺」より約一年前より使用されている可能性が強い。

(2) それでは、開拓使が何故「地租創定」という用語を使用し始めたのだろうか。前述の「管内地租課収ノ義伺」は、漁場・昆布場は勿論耕地地等府縣とその体裁を異にして従来貢租の制なく、かつ開拓も施行専ら民業を勧誘して

戸口繁殖の方を盡すことが目下の要務であり、府縣と同軌の制にしたがい難い情状がある。そこで、一般改正の趣旨に則り、それぞれの段階においては開拓使限りでふさわしい処分(やり方)を行ない、開拓の進歩の度合いにしたがって土地制度を整えていき、自然一般の成規に従うようにしたいという⁽⁴⁾。この説明に従えば、地租創定とは地租改正條例の北海道特例法そのものである。各府縣では特例が認められなかったが、開拓を進め移民を受け入れて土地を分ち与えようということからなされたところの、いわば租税特別措置法でもある。北海道にも近代的所有権に移行できる地域がまったくなかったわけではない。函館・松前・小樽・そして、漁場持のいた地域では、それなりの私有地があったのである。東北北部の地域と、これらの地域の状況がそれほど隔っていたわけではない。たしかに、特別措置の度合いは大きいかもしれないが、開拓促進という多目的を優先させたのにすぎない。前稿「北海道水産税史」の中で、開拓が節目節目で重要な鍵を果たしていることを述べたが、ここにおいても開拓が大きな鍵を握っていることが明らかである。ここから、開拓使は「地租創定」という用語を使用しはじめ、人口に膾炙しはじめたのでなからうか。現代と違って、「租税特別措置」「特例法」という考えは、当時存在しなかったのである。

(三) 地租創定後の動向

(1) いわゆる地租創定作業は、明治九年度頃から盛んに行われ、明治十二年度から十五年度にかけてピークとなった。その漁場調査は、明治二十二年に二心完了したと、「新北海道史年表」は述べている。耕宅地や山林原野についての地租創定作業は、漁場昆布場(すなわち海産干場)に比べて着手が遅れ、進行のスピードもどちらかといえば遅いので、その完了も遅いと思われる。千島を除いた全道の地形測量と製図が、明治二十九年に完了している⁽⁶⁾ので、耕宅

地の地租制定の一応の完了は、明治三十年代の頃と考えて差しつかえない。

開墾を重ねて奨励するため、「屯田兵土地給與規則」(明治二十三年法律七十九号)や「北海道國有未開地處分法」(明治三十年法律二十六号)などが、その間に制定された。しかし、除租地はなかなか減少せず、民有地のうち、有租地は、大正四年初めでも、段別にして十一パーセントに、筆数にして二十パーセントにすぎなかった。田畑の段別のうち、有租地が一パーセントに達しない地域すらあった。開拓の比較的新しい上川・河西両税務署(いずれも明治三十三年設置)や、空知税務署及び網走税務署の管轄内においては、特に有租地が少なかった。

念のため、漁場調査がほぼ完了しようとした明治十九年までの地坪の状況について、地籍表と地租表を対比したのが、表25である。当初は地籍表の方が多く(地租表計上の無い年が多い)、次第に地租表が追いついている。畑や「その他」の土地は、地籍表の方が多くのである。それらが、除租期間の満了状況を示しているわけで、開拓の新しい土地に、その差が著しいことを示している(開拓がすすむ中で、官有地が払下げられるケースも多いので、差がまた出てくることになる)。こうした地域の税務署、——特に海に面した税務署では、物産税(北海道水産税を含む)関係の比重が高かった。なお、明治末期の免租制度の概要については、表26参照。

(2) 地租改正條例及び明治十七年地租條例は、いずれも北海道には適用がなかった。明治二十四年六月北海道庁訓令第四十六号によっても、北海道における民有地の整理が地租條例に準じて行われるにすぎなかった。

ようやく、各府県に遅れて、北海道にも明治三十年一六カ所に税務署が設置された。明治三十二年一月下旬、北海道水産税則廃止案が議案提出され、衆議院で可決されたものの、貴族院で否決された。ついで、明治三十三年、上川(現在の旭川中及び旭川東)・河西(現在の帯広)に税務署が創設された。そして納税者側の抵抗が強くなってきた

北海道水産税が、明治三四年に地方税に移管された。そのあと、全国的な税務機構整備の一環として、明治三十五年十一月には札幌・函館・根室の三税務管理局が廃止されて、札幌税務監督局が設置される。明治三十七年四月には、松前・岩内・紗那の三税務署が廃止され、全道の税務署は十五署となった。開拓に伴って税務署が札幌より東の地域で多くなり、水産業が停滞しはじめ開拓の余地が少なくなってきた地域の税務署が、統合されはじめた。なお、明治三十八年四月から、北海道で、一級・二級町村に租税のほか国庫歳入を徴収させる件が定められた。⁽⁷⁾ 明治三十年法律第二十一号「国税徴収法」及び各種の勅令に伴って、地租以外に市町村が国税を徴収すべきこととされていた。明治三十三年三月勅令四十八号により北海道地方税が、徴収すべき国税として追加され、ここに、一級・二級町村が市町村並に扱われることとなった。⁽⁸⁾ おりから、明治三十八年三月法律四十六号により、国税徴収法の手続が整備されたのと機を一にする。

日露戦争に際し、非常特別税法が制定され、全国で多くの増税が行われた。⁽⁹⁾ その一環として、北海道でも地租のほか、所得税・営業税について増税がなされた。⁽¹⁰⁾ 地租の増税は田畑及びその他の地が二・八パーセント（三十八年改正で四パーセント）、市街宅地が六・五パーセント（三十八年改正で一八・五パーセント）、郡村宅地が四・五パーセント（三十八年改正で六・五パーセント）という区分で行われたが、いずれも、各府県と同じ区分ではあるものの、その率は各府県より低かった。

非常特別税法二七条は、平和回復に至ったときはその翌年末をもって本法を廃止することを定めていたが、戦後、多年にわたって巨額の財源が必要な状態に財政は追い込まれた。そのため、論議の末、明治三十九年三月法律第七号により各府県では、非常特別税法は継続施行されることになった。明治四十一年に第一次の整理が、そして、明治四

十三年に第二次の整理が行われ、各種租税に対する非常特別税は、ほとんど廃止された。

前述のように、北海道の地租も非常特別税法によって増税されたが、日露戦争後は、各府県と異なり、税率は当分の間一パーセントに引下げられる一方で、北海道にも地租條例が全面的に施行されるに至った（明治三十九年法律三十三号）。政府は、宅地について税率を内地と同様の二・五パーセント（＝本則）にとどめるとともに、北海道にも地租條例を施行し、内地と扱いを同一にしようと、考えた。政府は、宅地以外の土地は内地と多少状況を異にし沿革上の理由からも急に特例を廃止することはできないが、宅地に関しては、その状況は内地とほとんど変わらず、宅地地価修正法が成立すれば地価は内地と同様に賃貸価格を標準として修正されるので、宅地について特例を認める必要はないとして、北海道の宅地の地価に対する税率を内地と同様にした案を提出した。⁽¹¹⁾しかし、議会は、(イ)拓殖事業は未だ完成の域になく益々その奨励を図らねばならないこと、(ロ)市街地の盛衰は水産業の消長に左右されるほど経済の根底は薄弱であるとして、猛反対し、税率は一パーセントに戻された。⁽¹²⁾当時、政府は議会に宅地地価修正法案を提出して内地ならびに北海道の地価を修正しようとしていたこともあり、地租に対する税率を内地並にしようとすることに對する反対は、相当強かった。

政府は、これまで何回となく地価の修正を試みてきたが、なかなか修正することができず、修正できたとしても地価引下げとなるが多かった。実地地価修正法は、明治四十三年三月法律三号として成立をみた。宅地の地価は賃貸価格の十倍を限度として修正されたが、あわせて、調査委員制度が導入された。⁽¹³⁾宅地の地価の調査結果は明治四十四年一月に認可されたが、その中には北海道が始めて含まれた。それによれば、北海道の賃貸価格は青森県のその倍を超えるまでになっていたのである。

宅地地価修正法と同日付の法律第二号によって、全国的に地租が軽減された⁽¹⁵⁾。宅地は、各府県・北海道とも二・五パーセントになり、各府県と税率が同一になりはじめた。田畑は、北海道は三・四パーセント、各府県は四・七パーセントであり、その他の土地は北海道が四パーセント、各府県は五・五パーセントであり、北海道が依然として低くなっている。こうして、北海道における地租の税率は、地租條例中に規定されることとなった。その後、大正三年三月法律十八号により、田畑の税率が、各府県及び北海道ともに、〇・二パーセントづつ軽減された⁽¹⁶⁾。

(3) 地租が課せられる土地は、北海道においても次第に増加した。しかし、開拓が永年引続いて行われ、地価も本支庁が別個に査定してきたため、全道各地の地価はバラバラであり、統一されていなかった。明治四十三年法律三号「宅地地価修正法」に基づく宅地の地価の修正作業が北海道においても行われた。明治四十四年一月十八日に認可された。全国の宅地の地価が引下げられた⁽¹⁷⁾(平均引下げ率〇・六パーセント)のに対し、北海道では二四パーセントも引下げられた結果となっている。北海道の宅地の地価が従前より安くなったことになる。

大正三年には、各府県と同じく、税率が〇・二パーセントづつ引下げられた。議員提案によるものであり、より大幅な減税を求めていたが、政府の財政状態が許さなかったといわれる⁽¹⁸⁾。その後、地租の税率は、大正年間に変更なくして経過した。

(4) 前述の宅地地価修正でもなお、有地価地の地価の間には相互に著しい不権衡が存しており、今後多数生ずべき年期明地の地価を設定するに際し既設地価をそのまま基準とするときは、地租は勿論、地租を基準とする附加税をして更に一層不公平ならしめる虞れが強かった。このため、大蔵省は、将来年期明となるべき土地に対してのみ、全道を一貫した衡平かつ確実な地価を設定する方針を決定し、札幌税務監督局は、この方針に基づき、大正四・五両年にわ

たつて全道の地価整齊事業を実施した。⁽¹⁹⁾ 各府県では行われていない作業である。

具体的には、国郡区町村の等位をまず定め、さらに民有地田畑各筆毎にその優劣を表示すべき等級を調査し、その調査で明らかになつた現実の収穫量及収入金に対し、北海道における特殊事情をしんしゃくして低減割合（田は五二パーセント・畑は六五パーセント）を定めて各区町村における適用段金を決定し、新に年期満了した土地に対し順次地価を設定しようとするものであつた。しかも、既定有地価地が多く将来地価設定を要する土地が比較的少ない八二町村は、等級調査を行わず大体现地価に比準して設定し、他の二三区町村について田畑等級調査を行った。宅地についても、明治四十三年宅地地価修正法実施当時実施した材料に基づき、これに相当のしんしゃくを加えて、地価を設定した。⁽²⁰⁾ これによって、免租年期満了期の地価設定の衡平適実を期そうとした。これは、いわば、「第二の地租創定」ともいふべき大作業であつた。

大作業に基づく地価の決定に対して、多くの田や畑の地主から訴願が提出されることになつた。空知税務署管内角田村⁽²¹⁾の田や畑の地主から出された訴願が有名であるが、そのほかにも、札幌税務署管内の江別村・沼貝村（現美唄市）・砂川村・音江村・上川税務署管内の旭川区・神居村の地主からも、相次いで訴願が提起された。⁽²²⁾ 大正五年十一月二十五日には、第十六回通常道会は、「法定地価設定並びに修正に関する件」という建議を採択し、内務大臣及び北海道長官に送付した。⁽²³⁾ このほか、北海道農会等が地価設定方針の変更を建議し、五年九月には、有志者が北海道における地価設定に関し札幌に会合し、ついで北海道地価問題研究会が結成された。⁽²⁵⁾ このように、当局に対し、地価算出方法の改正、田畑等級の低減、地価調査委員会の設置等につき、陳情や請願が盛んに行われていたのである。⁽²⁶⁾

これらの運動の中心となつたのは地主であり、その集りである地主会であつた。この地主会の結成を盛んによびか

けたのは、開拓に熱心であった河島醇長官であり、明治四十三年六月であった。⁽²⁷⁾この頃になり、地主会が実力を持つようになつていたのである。

あわせて、この当時は、大正二年の大凶作のあと、大正三年は大豊作で農作物の価格が下落していたのに加え、大正四年七月下旬には、水災があり空知・上川・河西の三支庁管内の被害が激しかった。⁽²⁸⁾このことが、地価整齊作業が地租引上げと、とられることにもなつたともいえる。

一方、この当時、開拓促進についての要求・提言も盛んになされていた。大正二年三月に「北海道拓殖補助機関創設に関する建議案」が衆議院に提出され可決された。⁽²⁹⁾これによって、北海道拓殖会社が設立されることになる。同年四月には、北海道協会は、内務・大蔵・農産務大臣に、「北海道拓殖ニ関スル建議」が提出されたし、大正二年十一月に道会も「拓殖振興並ビニ権利拡張ニ関スル件」を建議し、大正五年二月には、道会の「北海道拓殖促進ニ関スル建議」が衆議院で可決され、さらに大正五年十月には北海道拓殖事業計画の改正が閣議決定された。⁽³⁰⁾ちょうど開道五十年を迎えようとしていた時でもあり、開拓促進のムードが高まっていた。

さらに、これに加え、大正四年三月の衆議院議員総選挙では、それまで多数を占めていた政友会が敗れた。大正五年八月の第六期道会議員選挙では、政友会と憲政会派の勢力がほぼ伯仲することになった。また、大正三年十月には立憲同志会の札幌支部が、大正五年十月には憲政会北海道支部が、それぞれ発足したし、大正六年四月の第十三回選挙では選挙運動が激しく、大量の検挙者があつた。⁽³¹⁾このように、この頃は、北海道においても政争が華やかで、何でも政争の原因となる余地が多分に存在していた。これら各種の事情が昆然となつていた中で、適正時価を設定するための事業が行われたので、こういう問題を招いたのではないかとの指摘も存在する。⁽²⁸⁾

こうした動きをうけ、第三十九回帝國議會は、(イ)北海道地價設定のための官民組織の調査機關の設置、(ロ)北海道土地免租年期中に於て開墾せんとする者に対する地価据置年限の許可を求めた建議を可決した。⁽²⁹⁾これをうけ、大正七年一月、北海道地価調査委員会の職制(大藏省令二号)が定められ、地価の設定に際し、各稅務署毎に設けられた地価調査委員会に諮問すべきものとされた。⁽³⁴⁾委員会の定員九名のうち、六名が管内区町長又は戸長の推せんした調査委員候補者が互選した者であり、残る三名が北海道庁長官の指名した稅務署所轄内の北海道庁支庁所管の官吏及び公使であつた。ちやうど、明治二十年の所得稅制においても、各郡区役所管轄内に所得稅調査委員会が設置され所得の調査に當つていたが、明治三十二年の改正により、各稅務署所管内に所得調查委員会を置き、「第三種ノ所得金額ハ所得調查委員会ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス」となつた。⁽³⁵⁾また、明治三十九年の宅地地價修正法でも調査委員が置かれた。第二次世界大戰前の稅務行政の共通した特色が、ここにも見られる。さらに、大正七年五月には、法律四十三号⁽³⁶⁾及大藏省令二十三号⁽³⁷⁾でもつて、地種變更についての手続が整備された。こうして、北海道全体をさわがした地価問題が沈静化し、北海道に適正な地価が円滑に選定されたと、「明治大正財政史」は評価しているが、計数は明らかにされていない。これらの大作業を、「第二の地租創定」と呼ぶべきである。

なお、中央では、当時、第一次世界大戰後の財政經濟の整理が問題となり、大正八年七月から同十一年七月までかけて、臨時財政經濟調査会により、稅制整理が検討されていた。その最終答申の中で、地租の地方への委譲が打ち出され、⁽³⁸⁾以後、長く世論を騒がせることになるが、それを引き出す要因が既に存在したのであり、北海道の地価問題は、けつしてとうとつではない。もっとも、大正十年十一月に政友会の調査書も、既に地租を地方に委譲することを打ち出していた。

その後、昭和六年四月一日、地租條例が廃止され、地租法（法律二十八号）が施行された。これにより、地租の課税標準が法定地価から賃貸価格に変更され、かつ、田・畑・宅地・その他の区別が廃止され地種も一本となり、税率も全国すべて四パーセントに統一された。⁽³⁹⁾ その後は、全国で統一して税率が変更されていくことになる。

こうして、開拓奨励のため、北海道の地租に特別措置を講ずる必要性が薄くなったことが認識されたと、いうことができる。この際、北海道地価調査委員会の存廃が論議されたが、北海道における地租を徴収を円滑にすすめるため、存置が適当と判断され、昭和六年四月大蔵省令七号により存続が認められた。⁽⁴⁰⁾

なお、この間、大正十年九月、滝川・名寄の二税務署が新設され、さらに、昭和八年には紋別税務署が新設された。これらの地で、開拓の進展に伴い納税者が増加した証である。

(4) 北海道において地租が課税される土地は、このようにして拡大した。地租創定のピーク時から昭和二年一月一日までの動きをまとめたのが、表16である。全国の地坪（反別）が一・三倍、地租で一・八倍であるのに比し、北海道では地坪が一五九倍、地租が四十一倍に達している。北海道のこの伸びの高さは、除租の満了や開拓の進展を如実に反映している。地租改正條例当時、北海道において極めて重要であった海産干場は、北海道においても比重が軽くなった。北海道の田の比重は全国より依然として軽く、畑の方に比重がかかっていたものの、全国水準に近づきつつあった。こうした動きの中で、第二の地租創定が果たした役割は大きく、全国の税務行政上も特異な出来事であった。この第二の地租創定については、次稿で分析を進める。

〔注四〕

(1) 「佐々木」一七三〜一八二頁。

(1) (2) 「明治大正財政史」第六卷五五八頁は、田畑宅地は明治九・十兩年の間に、山林原野等は明治十四・五年の間に於て、その調査を了したという。

(2) 熊谷開作教授は、当時の北海道の土地を、維新政府が考えたように、かんたんに国有と認めてよかったかどうかについては問題があるとされる。熊谷開作「日本の近代化と土地法」日本評論社（一九八八年）六五頁の注(1)。

(3) 「北海道史年表」北海道出版企画センター刊、二〇〇〇～二〇〇四頁。

(4) 「公文録——開拓使之部全」明治九年自九年至十二月 三十一号案件（国立公文書館蔵）。

(5) 「北海道史年表」二八二頁。

(6) 「北海道史年表」三三四頁。

(7) 「明治大正財政史」第六卷八〇七～八〇八頁。「北海道史年表」三五六頁。

(8) 「明治大正財政史」第七卷九八九～一〇一八頁。

(9) 議会の修正確定案による増収計算は、次のとおりである。「明治大正財政使」第六卷三六頁及び六六～六七頁。各税目の税率一覧表については、「明治大正財政史」第六卷七一～八四頁に詳しい。

	地租 万円	所得税	營業税	酒税	印紙收入	その他	計
第一次 非常特別税	二、三九三	五二八	五〇三	一八	三六二	一、五六九	五、三七三
第二次 非常特別税	一、八六四	五二八	五八〇	二五六	一、一〇二	一、四五八	五、七八八
計	四、二五七 万円	一、〇五六	一、〇八三	二七四	一、四六四	三、〇二七	一一、一六一

(注) 万円未満切捨

- (10) 北海道では約六十七万円余の増収が予算上見込まれた。「新北海道史年表」三五四頁。全国の増収見積りの一パーセントにも満たない。
- (11) 「明治大正財政史」第六卷九九〜一七三頁。
- (11の2) 「明治大正財政史」第六卷七八〇〜七八一頁。
- (12) 「明治大正財政史」第六卷七八〇〜七八一頁。
- (13) 宅地地価の修正については、「明治大正財政史」第六卷六六七〜七二七頁。調査委員の定数は十人であるが、地方の状況により増減するとされている。
- (14) 「明治大正財政史」第六卷七〇八〜七二四頁の宅地地価修正成績内訳表を参照。
- (15) 「明治大正財政史」第六卷七三四〜七四三頁。
- (16) 「明治大正財政史」第六卷七八四〜七八六頁。
- (17) 「明治大正財政史」第六卷七一九頁。
- (18) 「明治大正財政史」第六卷七八四〜七八六頁。後述の(38)も参照。地租の地方への委譲もからんでいる。
- (19) 「明治大正財政史」第六卷八〇九頁。「国税北海道七十年のあゆみ」札幌国税局編中の青山太吉氏の回顧録、二〇一〜二〇八頁。
- (20) 「明治大正財政史」第六卷八〇九〜八一〇頁。
- (21) 角田村は、明治二十八年に、大規模の水田造成をめざして水利組合を初めて結成しようとした先進的な地域である。さらに、明治三十五年十二月には本道においてはじめて土功組合が、角田村に設立されている。「新北海道史年表」三一〇及三三六及三〇四頁。なお、明治二十七年三月には北海道農会の支会が設立されている。
- (22) 「国税北海道七十年のあゆみ」二〇三頁。「新北海道史年表」四一六頁。
- (23) 「新北海道史年表」四一四頁。
- (24) 「明治大正財政史」第六卷八一〇頁。北海道農会は、明治十四年十一月に設立された勸農協会を前身とする。当初、開拓大書記官堀基が会頭であったように、半官半民的性格が強い。明治二十六年十一月に、正式に北海道会と改称したのであるが、

こうした団体が建議をしたことは、当局にとって影響が大きかったと推測できる。また、北海道協会も同様の建議をしているこの団体は、近衛篤磨が提唱したもので、同様に半官的の性格を有している団体である。

〔新北海道史年表〕 二二六頁及び三〇二頁。

(25) 〔新北海道史年表〕 四一二頁。

(26) 〔明治大正財政史〕 第六卷八一〇頁。

(27) 〔新北海道史年表〕 三八六頁。

(28) 〔新北海道史年表〕 四〇六〜四〇九頁。

(29) 〔新北海道史年表〕 三九八頁。

(30) 〔新北海道史年表〕 三九八〜四一七頁。

(31) 〔新北海道史年表〕 四一六〜四〇四頁。

(32) 当時、こうした作業を担当された青山太吉氏は、明治三十九年北海道に府県の地価との権衡を図る特別の措置をしてから実施すべきであったにも拘らず、何等の措置も講ぜられなかったからであると、指摘している。「國稅北海道七十年のあゆみ」二〇三頁。

(33) 〔明治大正財政史〕 第六卷八一〇頁。

(34) 〔明治大正財政史〕 第六卷八一〇〜八一四頁。

(35) 金子宏「租税法（第三版）」四七頁。〔明治大正財政史〕 第六卷九七七〜一二二二頁。

なお、所得税法制定当時の所得税法施行規則第五条は、所得調査員の定数を五人とし、特別の事由があると認められるときは、大蔵大臣が増減することができるとしている。明治三十二年法律一七五号による所得税法は、税務署の発足を踏まえて所得調査委員会を各税務署所轄内に所得調査委員会を置き調査委員は調査委員選挙人（第八条の申告をなした者十人につき一人。申告者十人未満なるときは一人。）が互選することに改められるとともに、調査委員の定数は、所得税法施行規則に委ねられ、同規則（勅令七十八号）五条は定数五人としつつも、特別の事由ありと認めるときは大蔵大臣が増減できるとした。明治三十二年四月大蔵省令十三号は、増減する署一三七署を定めた。それによれば、一署あたり最高九人、最低四人（四九署）であ

り、北海道では函館税務署が七人、紗那税務署が四人とされ、他の一四署は原則通りであった。この事實は、北海道の全国収入に占めるウェイトを反映している。

あわせて、明治三十二年改正は、納税義務者より政府の通知したる所得金額に異議を申出たときは、収税官吏三人調査委員四人をもって組織された審査委員会（各税務管理局所轄内に開かれる。）において審査せしめ、従来の府県常置委員会の審査に代えることとした。

(36) 「明治財政史」第六卷一〜三六頁、「明治大正財政史」第六卷九七七〜一〇〇頁。

(37) 「明治大正財政史」第六卷八一三〜八一四頁。

(38) 「明治大正財政史」第六卷八一四〜八一五頁。

「明治大正財政史」第六卷二四二〜二六三頁及三八三〜五二六頁。この答申は、単なる参考案にとどまったが、以後、各政党の間で論争の対象となった。立憲政友会は、地租を地方に委譲することを必要と認めつつ、ただちに、地方に委譲することに反対したが、その後、賛成の度合いを強める（「明治大正財政史」第六卷八二四〜八三二頁。八四七〜八六六頁。「昭和財政史」第五卷一二二〜一三二頁及一六八〜二五七頁）。その後、小会派が地租委譲を内容とする法律案を提出したことから、大正十二年に憲政会は、地租の二分減税法案を提出した。大正十五年になって、立憲政友会は、かねての主張を具体化して、地租を市町村に委譲する法律を提出した。最終的には、昭和六年に民政党内閣の手で地租が大改正される。一方、地租徴収交付金が明治四十四年創設されて地方への還付が始まり、大正三年の改正を経て、昭和十五年には分与税制度が導入される。

このように考えると、地租の歴史は、国税から地方税への歴史でもあるとも言えるが、各政党が北海道でも争ったときに地租が、政争のテーマとされてしまったと言いうことができる。

(39) 「昭和財政史」第五卷（昭和三十二年）二一〇〜二四三頁。

(40) 「国税北海道七十年のあゆみ」二〇三頁。

（平成三年十月十四日了）

表目次

表1	主要な除租の概要——明治八年以前	(六)
2	根室支庁管内の地租創定の状況(明治十二年十月現在)	(七〇)
3	地所名称区分	(七二)
4	北海道地租創定の状況 (その1) 総括 (その2) 地坪 (その3) 地価 (その4) 地租	(七三) (七四) (七五) (七六)
5	本支庁別地坪とその推移	(七七)
6	明治十年「海産干場宅地地價査定表(札幌本庁)」と「総括表(明治十年)」との比較	(七八)
7	明治九年十二月「管内海産干場地價査定表」と「総括表(明治九年)」	(七九)
8	明治十二年十一月柳田少書記官調査てん末と「総括表(明治十二年度)」	(八〇)
9	根室支庁管内の「地価査定表」と「総括表」との比較	(八一)
(1)	明治十三年八月「管内漁場昆布場地価査定表」と「総括表(明治十三年)」との比較	(八二)
(2)	明治十二年十月「耕宅地等級地価並地租表」と「総括表(明治十二年)」との比較	(八三)
10	地租創定における構成比の推移	(八四)
11	「開拓使事業報告」と「地租改正報告書」との対比	(八五)
12	北海道海産干場の比重の推移	(八六)
13	「地租改正報告書」の地目区分	(八七)
14	地租改正費の内訳	(八八)
15	丈量費の推移	(八九)
16	明治十四年度と昭和二年一月一日現在の比較(地坪、地租)	(九〇)
17	「海産干場創定文書」にみる諸資料の事実関係	(九一)
18	函館支庁管内の漁浜昆布場の状況	(九二)
19	松前地方の海産干場地券受取状況	(九三)

20	漁場宅地「反別地價表（渡島国津軽郡）」	(九三)
21	北海道立文書館「地価創定受書」の概要	(九四)
22	根室支庁民有地の地坪〔無代下与及払下〕	(九七)
23	根室支庁民有地の地価	(九七)
24	「北海道庁統計書」にみる反別及び地価	(一〇〇)
25	「開拓使事業報告（地籍表・地租表）」と「北海道庁統計書」の関連	(一〇一)
	(その一)	(一〇一)
	(その二)	(一〇二)
26	北海道特別免租年期地一覽表	(一〇三)
27	地租税率の推移	(一〇四)
28	測量費	(一〇五)

表1 「主要な除租の概要——明治八年以前」

根 拠	内 容	免 租 期 間
明治三年 「開拓使東地御親料規則」	開墾地	初年より七年
明治五年四月 「開墾地収税規則」	① 移住農夫等三カ年間扶持米等をもたらしたもの ② 官吏その他自費をもって開墾の者	開墾地付初年より五年 (六年目より十年間は十分の一) 作付初年より三十年 但、先年より自費開墾の分は本年より三十年
明治五年九月 「北海道地所規則」	① 永住の者居屋漁舎倉庫敷地あるいは社寺及墾成せし従来の拝借地等 (一条) ② 寄留人拝借人拝借地で既に開墾營構等せし分 (二条) ③ 漁浜昆布場 (三条) ④ 山林川澤持主村請に改る者 (七条) ⑤ 官費募移の者 (十四条)	本年より七年 本年より五年(私有地、 拝借地とも) 本年より十五年 開墾地完成の年より五年 (六年目・七年目は十分の一)
明治五年十月 「北海道土地売貸規則」	売下の地(一人十坪限り) (二条)	交付後十年

明治八年五月 「山林荒蕪地拂下規則」	家禄奉還資本金受取者で家産營業のため地所の拂下を受けたもの	營業着手より二十年
明治七年十二月 開拓使布達四号	漁場ならびに昆布場で自費新開の分	自費新開の年より五年 (註) 七年一月の当初の 布達…新開の年よ り二年

表2 根室支庁管内の地租創定の状況(明治十二年十月現在)

千島		北見		釧路		根室		国名	
宅地	耕地	宅地	耕地	宅地	耕地	宅地	耕地	地種	地種
了らず		了る						地租創定検査	
		○		○	○	○		至る	創定に
○	○						○	至らず	

出典：「開拓使事業報告」第五篇

表3 「地所名称区分」

官 有 地				官有・民有
第四種	第三種	第二種	第一種	種別
×	×	府県用地 その他	×	地 券 発行(○)・否(×)
×	×		×	地 租 賦課(○)・否(×)
○	貸渡し その他	○	×	区入費 賦課(○)・否(×)
○寺院大中小學校説教場貧院等民有地ニアラサルモノ ○行刑場	○山岳、丘陵、林藪、原野、河海、湖沼、池澤、溝渠、堤塘、道路、田畑、屋敷等其 他民有地ニアラサルモノ ○鐵道線路敷地 ○電線架線柱敷地 ○燈明臺敷地 ○名所ノ舊跡名區及ヒ公園等民有地ニアラサルモノ ○人民所有ノ權利ヲ失セン土地 ○民有地ニアラサル堂宇敷地及ヒ墳墓地	(注) 十六年改正により区町村の協議費は賦課されなくなった。	○皇族賜邸 ○官用地 タル所用ノ地 ○神 地 伊勢神宮山陵官國幣社府縣社及ヒ民有ニアラサル社地	地 所

民 有 地			官有・民有
第三種	第二種	第一種	種別
○	○	○	地 券 発行(○)・否(×)
×	○	○	地 租 賦課(○)・否(×)
×	○	○	区入費 賦課(○)・否(×)
<p>○人民各目所有ノ確證アル耕地宅地山林等——ただし潰シ地開墾等ノ如キ大ニ地形ヲ變換スルハ官ノ許可ヲ乞フ</p> <p>○「官有地ニ在ル社寺ニシテ境内外區畫決定ノ分ニ」つき「該社寺」の請願により無代價で下渡したもの（十一年九月布告）——但、「官國幣社寺地及文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺竝ニ公園地區畫中ノ社寺ヲ除ク」</p> <p>○「改租既濟ノ民有ニ係カル溜池井戸敷」で「持主ニ於テ興廢ノ自由ヲ欲スルモノ」（十二年布告）</p> <p>○人民數人或ハ一村或ハ數村所有ノ確證アル學校病院郷倉牧場秣場社寺等官有地ニアラサル土地——ただし潰地或ハ開墾等ノ如キ大ニ地形ヲ變換スルハ官ノ許可ヲ乞フ</p> <p>○「改租既濟ノ民有ニ係カル溜池井戸敷」で「興廢トモ持主ノ自由ニ爲シ得サルモノ」</p> <p>○公衆ノ用ニ供スル道路（十三年十月追加）</p> <p>○官有ニアラサル郷村社地及墳墓地等（八年七月改正）</p>			地 所

（備考）区入費は、明治十二年地方税となる。
（出典）「明治財政史」第五卷

(その1) 総括 表4 北海道地租創定の状況

地種	明治5年					明治6年					明治7年				
	国	郡	地坪	地價	地租	国	郡	地坪	地價	地租	国	郡	地坪	地價	地租
宅地	1	1	286,203	630,344	2,935	1	1	672,050	636,351	6,334	1	1	743,480	735,911	6,176
宅地	1	1	740,406	774,892	6,206	1	1	740,231	782,034	6,284	1	1	742,354	755,243	7,677
海産干場地	11	59	2,673,608	443,098	4,429	11	59	2,674,381	443,334	4,431	11	58	3,012,972	502,122	5,109
畑	4	10	835,052	759,178	7,755	6	25	3,648,836	1,077,371	10,773	11	64	4,019,098	1,175,729	11,756
田	1	10	2,040,635	51,896	518	6	25	17,080,254	343,616	3,435	9	47	19,653,705	401,043	4,001
温泉地	—	—	—	—	—	1	5	3,089,101	188,086	1,880	1	5	3,089,101	188,086	1,880
温泉地	—	—	—	—	—	2	5	70	283	2	2	70	283	2	
計			5,549,295	1,254,172	12,702			27,459	379	3			25,245	379	3
			13年	年度				26,500,101	2,053,089	20,524			29,800,191	2,267,642	22,751
海産干場地	11	61	3,172,320	503,985	5,039	11	60	3,177,699	505,049	5,050					
畑	11	67	4,108,284	1,206,970	12,068	11	66	4,112,403	1,442,853	14,346					
田	9	50	20,725,882	417,132	4,170	9	51	21,562,900	438,195	4,350					
温泉地	1	5	3,088,776	188,065	1,880	1	5	3,088,776	188,065	1,880					
温泉地	2	13	26,218	283	2	2	70	283	2	2					
計			31,121,550	2,820,799	23,162			26,218	379	3			25,631		3

出典：開拓使事業報告 第5篇

備考：(イ) 単位未満切捨
 (ロ) 千島国を含む。なお、北海道に国郡が最初におかれた際は口カ国83郡、明治5～10年の地租は、地券税。

396～407頁
 470～482頁
 546～551頁

(その2) 地 坪

		本支庁	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	備考
坪 地 (坪)	海産干場	礼 幌	㊟ (1,559,525) ① 1,237,247	㊟ 1,236,324	㊟ 1,567,937	㊟ 1,596,785	㊟ 1,598,594	単位未満切捨 () : 10年12月の地価査定表 () : 9年12月の査定表 ○ : 部の数 なお、函館支庁管内で明治14 年、津軽・福島両部が合併し、 松前部となる。
	宅 地	函 館	㊟ (522,959) ① 613,489	㊟ 612,185	㊟ 614,663	㊟ 744,133	㊟ 744,133	
		根 室	㊟ 822,872	㊟ 825,872	㊟ 830,372	㊟ 831,422	㊟ 834,972	
		計	㊟ 2,673,608	㊟ 2,674,381	㊟ 3,012,972	㊟ 3,172,320	㊟ 3,177,699	
温泉地(坪)	礼 幌	㊟ (467,783) ① 92,698	㊟ 102,288	㊟ 488,984	㊟ 592,622	㊟ 637,008	1町=3000坪で換算	
	函 館	㊟ (63,352) ① 742,354	㊟ 3,546,548	㊟ 3,478,278	㊟ 3,463,055	㊟ 3,422,788		
	根 室	㊟ —	㊟ —	㊟ 51,836	㊟ 52,607	㊟ 52,607		
	計	㊟ 835,052	㊟ 3,648,836	㊟ 4,019,098	㊟ 4,108,284	㊟ 4,112,403		
社 地(坪)	函 館	㊟ —	㊟ 70	㊟ 70	㊟ 70	㊟ 70	1町=3000坪で換算	
	根 室	㊟ —	㊟ 27,459	㊟ 25,245	㊟ 26,218	㊟ 26,218		
	計	㊟ —	㊟ 27,459	㊟ 25,245	㊟ 26,218	㊟ 26,218		
田	礼 幌	㊟ 2,040,635	㊟ 3,612,243	㊟ 6,212,348	㊟ 7,001,472	㊟ 7,835,581	1町=3000坪で換算	
	函 館	㊟ —	㊟ 13,448,011	㊟ 13,419,933	㊟ 13,702,986	㊟ 13,705,895		
	根 室	㊟ 2,040,635	㊟ 17,060,254	㊟ 19,653,705	㊟ 20,725,882	㊟ 21,562,900		
計	㊟ —	㊟ 3,089,101	㊟ 3,089,101	㊟ 3,089,101	㊟ 3,088,776	㊟ 3,088,776		
計		5,549,295	26,500,101	29,800,191	31,121,550	31,968,066		

(参考)

寄 地	函 館	明治5年	6年	7年	8年	9年	10年
(和字)	①	286,203坪	① 672,050坪	① 743,480坪	① 740,405坪	① 740,231坪	① 742,354坪

(備考) 根室・釧路一帯 地 未創定
 千島 新宅地 (以下同イ)
 (出典) : 開拓使事業報告第5編
 (以下同イ)

(その3) 地 価

地 価 (円)	本支庁	10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度	備 考
海産干場	札 幌	(293,357) 212,237	212,173	267,556	269,227	269,647	単位未満切捨
	函 館 室 根 計	(64,566) 73,274 157,587 443,098	73,274 157,887 443,334	76,001 158,565 502,122	76,001 158,757 503,985	76,001 159,401 505,049	
宅 地	札 幌	(81,049) 3,935	4,230	116,679	144,472	154,025	
	函 館 室 根 計	(1,866) 755,243	1,073,141	1,043,835 15,215	1,047,053 15,445	1,273,382 15,446	
	計	759,178	1,077,371	1,175,729	1,206,970	1,442,853	
温 泉 地	函 館	—	283	283	283	283	
社 地	函 館	—	379	379	379	379	
畑	札 幌 室 根 計	51,896	84,238 259,378	140,893 259,378 772	155,342 261,018 772	172,079 262,344 772	
	田	—	343,616	401,043	417,132	438,195	
	函 館	—	188,086	188,086	188,065	188,065	
	計	1,254,172	2,053,069	2,267,642	2,820,799	2,574,824	

(参考)

宅 地 (地価)	函 館	明治5年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
		630,344円	636,351円	735,911円	774,892円	① 782,034円	755,243円

(出典)開拓使事業報告第5篇

租 地 (その4)

租地(円)	本支庁	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	備考
海産干場	札幌 函館 根室 計	(2,939) 2,122 (645) 732 1,575 4,429	2,121 732 1,578 4,431	2,764 760 1,585 5,109	2,692 760 1,587 5,039	2,696 760 1,594 5,050	○単位未満切捨 ○明治10年の渡島の地租は、 地券税 ○出典：開拓使事業報告第5篇
宅地	札幌 函館 根室 計	(811) 39 (88) 7,677 7,755	42 10,731 10,773	1,166 10,438 11,756	1,444 10,470 154 12,088	1,540 12,652 154 14,346	
温泉地	函館	—	2	2	2	2	
社地	函館	—	3	3	3	3	
畑	札幌 函館 根室 計	518 — — 518	842 2,593 — 3,435	1,408 2,593 7 4,001	1,553 2,610 7 4,170	1,720 2,623 7 4,350	
田	函館	—	1,880	1,880	1,880	1,880	
計		12,702	20,524	22,751	23,162	25,631	

(参考)

名	明治5年	6年	7年	8年	9年	10年
地 函 館	2,955円	6,334円	6,176円	6,206円	6,284円	7,677円
(地券税)						

表 6 明治10年「海産干場宅地價査定表(札幌本庁)」と「総括表(明治10年)」との比較

地種	国	郡	海産干場宅地價査定表(札幌本庁)				総括表(明治10年分)			
			坪	地價	租	地	坪	地價	租	地
干場	石後 狸日 十天 北計	3 8 8 6 7 2 2 4 4 34	164,737	26,427	264	4 8 6 1 1 4 3 4 26	170,270	26,802	288	
			819,675	183,708	1,837		738,194	146,552	1,465	
			52,148	2,823	28		37,518	2,053	20	
			178,249	35,985	359		9,750	2,155	21	
			6,783	1,528	15		—	—	—	
			284,736	38,961	389		245,833	32,266	322	
			53,197	3,921	39		35,682	2,406	24	
			1,559,525	293,353	2,931		1,237,247	212,237	2,122	
			35,780	5,658	56		29,622	716	7	
			249,551	50,259	502		18,650	982	9	
			10,824	590	5		21,105	1,219	12	
			61,701	12,187	121		23,321	1,016	10	
			2,421	578	5		—	—	—	
			87,051	10,414	104		—	—	—	
20,460	1,362	13	—	—	—					
467,788	81,048	806	92,698	3,935	39					
合計	34	374,401	3,737	1,329,945	216,172	2,161				
(出典) 開拓使事業報告		363~370頁				398~400頁。他地種を除く。				

表 7 明治9年12月「管内海産干場地價査定表」と「總括表（明治9年）」

地種	国	郡	明治9年12月「海産干場地價査定表」				總括表（函館支庁）（明治9年）			
			地 坪	地 價	地 租	郡	地 坪	地 價	地 租	郡
干 場	島 志 振 計	7	318.381	35,661.656	356.685	—	—	—	—	
		8	190.356	27,720.661	227.245	—	—	—	—	
		1	14.222	1,183.952	11.830	—	—	—	—	
宅 地	島 志 振 計	7	14.301	1,866.808	18.681	1	740.231	780.034	6.284	
		8	48.025	6,850.866	68.544	—	—	—	—	
		1	1.026	78.553	0.784	—	—	—	—	
(出典) 開拓使事業報告		431～437頁				471～472頁				

表10 地租創定における構成比の推移

(%)

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
地 坪	海産干場	48.2	10.1	10.1	10.2	9.9
	宅地	15.0	13.8	13.5	13.2	12.9
	畑	36.8	64.4	66.0	66.6	67.4
	田	—	11.6	10.3	9.9	9.7
	温泉地	—	0.0	0.0	0.0	0.0
	社地	—	0.1	0.1	0.1	0.1
	計	100	100	100	100	100
地 租	海産干場	34.9	21.6	22.5	21.8	19.7
	宅地	61.0	52.5	51.7	52.1	56.0
	畑	4.1	16.7	17.6	18.0	17.0
	田	—	9.2	8.2	8.1	7.3
	温泉地	—	0.0	0.0	0.0	0.0
	社地	—	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	100	100	100	100	100
地 坪 の 本 支 庁 別	札幌	60.8	18.7	27.7	29.5	31.5
	函館	24.4	78.2	69.2	67.6	65.7
	根室	14.8	3.1	3.0	2.9	2.8
	計	100	100	100	100	100

(備考) 基礎数字は、表4による。

(出典) 「開拓使事業報告」

表11 「開拓使事業報告」と「地租改正報告書」との対比

	開拓使事業報告		地		租		改		正		報		告	
	(14年度)		三府三十六縣		うち		青森縣		うち		岩手縣		うち	
	面積	構成比	合計	構成比		面積	構成比		面積	構成比		面積	構成比	
田	(千坪)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%
畑	3,088	9.7	(注1) 2,630,665	21.0	55,515	26.0	(注1) 49,110	7.4	(注1) 97,592	33.9	(注1) 97,592	33.9	84.4	
雑地	21,562	67.4	(注2) 1,862,200	14.9	50,632	23.7	(注2) 83,091	12.6	(注2) 34,158	11.9	(注2) 34,158	11.9	9.8	
海産干場	4,112	12.9	346,742	2.8	6,142	2.7	9,655	1.4	8,511	3.0	8,511	3.0		
山林原野池沼 その他 (含塩田)	3,177	9.9	—	(注3) < 4,161 >	(0.0)	270	(注3) < 5 >	(注3) < 5 >	(注3) < 147,555 >	51.2	(注3) < 147,555 >	51.2	0.0	
計	—	0.1	7,633,645	60.9	100,797	47.2	519,043	78.4	147,555	51.2	147,555	51.2	0.0	
	0	0.1	67,517	0.4	288	0.4	1,410	0.2	93	0.0	93	0.0		
	31,988	100	12,542,769	100	213,374	100	662,309	100	287,909	100	287,909	100		
地租	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%	(円)	%
田	1,880	7.3	(注1) 36,644,361	74.0	418,724	76.6	(注1) 378,469	62.3	(注1) 662,196	84.4	(注1) 662,196	84.4	84.4	
畑	4,350	17.0	(注2) 8,018,622	16.2	89,945	16.3	(注2) 167,140	27.5	(注2) 79,864	9.8	(注2) 79,864	9.8	9.8	
雑地	58.0	58.0	4,037,164	8.2	31,466	5.7	45,280	7.5	39,714	4.8	39,714	4.8		
海産干場	5,050	19.7	(注3) < 1,582 >	1.5	—	(注3) < 41 >	(注3) < 1 >	(注3) < 0 >	(注3) < 8,212 >	1.0	(注3) < 8,212 >	1.0	1.0	
山林原野池沼	—	—	740,109	0.1	7,814	1.4	16,642	2.7	282	0.0	282	0.0		
その他	5	0.0	22,689	0.1	1	0.0	68	0.0	820,088	0.0	820,088	0.0	0.0	
計	25,631	100	49,462,945	100	546,950	100	607,599	100	820,088	100	820,088	100		

(注1) 類外田を含む。
(注2) 雑地を含む。
(注3) 雑地・荒地・開墾線下を含む。海産干場は雑地のごく一部分である。〈 〉は雑地で内書。
(注4) 「地租改正報告書」は、税率3.0%で算定している。

表12 北海道海産干場の比重の推移

		明治10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	備考
正租	地物	12,702	20,524	22,751	23,162	25,631	物産税は「開拓使収支概計」による。
(円)	産計	361,120	509,595	813,416	899,086	817,836	
	税計	373,822	530,119	836,167	922,248	843,467	
地価	総計	1,254,172	2,053,069	2,267,642	2,820,799	2,574,824	
(円)	海産干場	443,098	443,334	502,122	503,985	505,049	
正租のウエイト (%)	地価総計に占めるウエイト	29.8	25.8	40.7	32.6	32.7	
	海産干場地価に占めるウエイト	84.3	119.5	166.5	182.9	167.0	
海産干場の構成比 (%)	地価	48.2	10.1	10.1	10.2	9.9	表10参照
	地	35.3	21.5	22.1	17.8	19.6	
	地	34.9	21.6	22.5	21.8	19.7	

表14 地租改正費の内訳

費用	期間	金額	備考
本局経費	7年度～13年度	772,278円余	2.1%
府縣経費	明治5年地券発行より 地租改正結局まで	7,329,912 "	19.7
民費	明治5年地券発行初頭 より同13年に至る	29,095,822 "	78.2
計		37,198,012 "	100 %

出典：「地租改正報告書」（大蔵省）所収「地租改正要領報告」第十二款

表15 丈量費の推移

		札幌県	函館県	根室県	計	備考
12年度(実績)	うち	5,406 24,156	うち 1,454 8,615	うち 265 5,216	うち 7,125 37,987	出典：公文録 (明治16年大蔵省五月第二◎3516) (明治15年大蔵省十月全◎3306) 中の うち書：開拓使事業報告第一編(307～363頁) 中の 測量費表22参照
13年度(実績)	うち	7,292 26,016	うち 8,458 17,196	うち 667 8,928	うち 32,167 52,140	
14年度(実績)	うち	9,673 26,325	うち 4,743 19,929	うち 1,249 9,879	うち 15,665 56,133	
計		76,497	45,741	24,023	146,261	
15年度	追加申請(15. 4. 18)	俸給 庁費 計 23,479 29,815	俸給 庁費 計 11,571 13,899	俸給 庁費 計 4,428 4,362	俸給 庁費 計 13,092 39,412	
第1回増配	査定(15. 6. 26)	俸給 庁費 計 3,600 16,813 19,413	俸給 庁費 計 1,440 7,367 8,807	俸給 庁費 計 2,160 4,362 6,522	俸給 庁費 計 7,200 27,542 34,742	庁費：管内旅費、管外旅費、雇給、備品、消耗品、 贈費、郵便費、運搬費、電信料 俸給：属官俸給、御用係俸給、雇員俸給
増配分(15. 10. 28)		19,000	6,000	4,000	23,000	指令において約3割強の節減を加えた上配付。
第2回増配	申請(16. 4. 13)	5,000	—	—	—	
増配	可(16. 1. 11)	5,000	—	—	—	
増配	(16. 4. 28)※					※以後毎年度1万8千円を丈量費として札幌県に交付すること承認
増配計		18,000	6,000	4,000	28,000	
15年9月現在 地租割渡願出	1,964人	3,550人	1,730人	7,244人		
	本年度に割渡すべき反別 9,684町7反	本年度に割渡すべき反別 2,556町6反	本年度に割渡すべき反別 112町4反			
16年度(予算)	13,000円	4,000円	4,000円	21,000円		

表16 明治14年度と昭和2年1月1日現在の比較（地坪・地租）

地坪	昭和2年1月1日現在				明治14年度				明治14年度からの伸び率 (明治14=100)	
	北海道		全国		北海道		三府三六県		北海道	全体
	町	計	町	計	町	計	町	計		
田	18,879	2,971,124	1.1	18.0	0.6	1,029	2,630,665	1,834	112	
畑	394,530	2,784,482	23.2	16.9	14.2	7,187	1,862,200	5,489	149	
宅地	8,430	414,552	0.5	2.5	2.0	1,370	348,742	615	118	
山林原野池沼	1,170,741	10,122,661	68.9	61.5	11.6	—	7,633,645	∞	132	
〈うち雑種地〉	4,768	16,521	0.2	0.1	28.8	1,059	4,161	450	397	
その他	106,408	163,266	6.3	1.1	65.2	1,059	67,517	4,510	241	
計	1,698,988	16,456,985	100	100	10.3	10,645	12,542,769	15,960	131	
田	67,229	45,683,291	6.4	60.6	0.0	1,880	—	450		
畑	454,044	10,222,835	43.1	13.5	4.4	4,350	—	3,576		
宅地	394,189	17,586,652	37.4	23.3	2.2	14,346	—	10,437		
山林原野池沼	76,100	1,647,560	7.2	2.2	4.6	—	—	2,747		
〈うち雑種地〉	48,552	73,330	4.6	0.1	66.2	5,050	618,136	2,738	299	
その他	62,334	201,830	5.9	0.4	30.8	5,055	—	961		
計	1,053,896	75,342,168	100	100	1.4	25,631	41,219,139	4,111	182	

〔備考〕 ① 昭和2年1月1日現在は、「明治大正財政史」第6巻947～962頁。北海道において〈〉は、全体の区分にならなかつたもの。

② 明治14年度は「開拓使事業報告」「地租改正報告」による。

③ 「地租改正報告」は、2.5%の税率による。

表17 「海産干場創定文書」にみる諸資料の事実関係

区分	海産物五カ年収獲調 (P.485～532)	鹽採取の 終結 した 日 を 上 申 (P.36)	鹽採取の 終結 した 日 を 上 申 (P.36)	村内開 し、 水 を 上 申 (P.97)	持		個人持 承 諾	漁場品布揚 評 価 調 (P.533～565)	評面人選定 (本局指示) 9.10.7	海産干場 地面帳簿 (P.576～581)	海産干場 地券 状受取証綴込 (P.582～615)
					一 村	撤 回					
原口村	9.11.7 惣代 8人	9.11.11 (あるもの から提出 10.1.7)	9.11.22 (P.75)	同じ頃	9.12.14頃 (P.133)	-	9.12.8 45カ所	(9.12.7より前)	12年5月	12年6月 29人	
江良町村	9.11.6 惣代 9人 9.12.10 90戸	" (")	同じ頃 (P.93,133)	9.12.14頃 (P.133)	-	9.12.8 21カ所	" (")	"	12年	80人	
茂草村	9.11.5 惣代 8人	" (")	9.12.14頃 (P.133)	9.12.13頃 (P.133)	-	9.12.13 23カ所	(9.12.12より前)	"	-	-	
清部村	9.11.6 惣代 9人	" (")	9.12.13頃 (P.135)	9.12.13頃 (P.135)	-	9.12. 66カ所	(9.12.より前)	"	-	-	
雨垂石村	9.11.5 惣代 12人	" (")	9.12.14頃 (P.133)	9.12.14頃 (P.133)	-	9.12.14 14カ所	(9.12.13より前)	"	-	-	
根部田村	9.11.5 惣代 12人	" (")	9.12.14頃 (P.133)	9.12.14頃 (P.133)	-	-	(不明)	"	12.6.3	16人	
赤神村	9.11.5 惣代 7人	" (")	9.12.14頃 (P.133)	9.12.14頃 (P.133)	-	9.12.14 2カ所	(9.12.13より前)	"	-	-	
札前村	9.11.5 惣代 9人	" (")	9.12.14頃 (P.133)	9.12.14頃 (P.133)	-	9.12.14 3カ所	" (")	"	期日なし	4人	
			以上10.1.7 資料を追加 提出する旨上申								

区 分	漁産物五カ年収獲額 (P. 485~532)	専従漁師の 専任又は専 業の漁師に なった者の 人数(内、専 業漁師に上 昇した者の 人数)(P. 96)	村内開水 権を譲渡し た者(内、上 昇した者の 人数)(P. 97)	村 持		個人持 承諾	漁場配布場 評価額 (P. 533~565)	評価人選定 (本局指定) 9.10. 7	漁産干場 地価調査書 (P. 576~581)	漁産干場 地券 状受取証額込 (P. 582~615)
				一	撤 回					
黄向町村	-	-	-	-	-	不明	-	不明	12年 5月	12. 6. 2 36人 12.10.22 7人 (内 3 他村 居住者)
○F及強村	{ 9.11.1 惣代 7人 " " 拜借人6人 (黄向町)	-	9.12.15	-	9.12.12 (P. 91~90)	9.12. 163カ所	9.12.13	"	12.10.22 8人 " " 4人 (他村居住者) 13. 2. 3 1人 (他村居住者) " " 7人	
東 ○上及強村	-	-	"	-	不明	-	不明	"	13. 2. 2 9人	
○大沢村	9.11.1 惣代 16人	-	"	-	9.12.14 完了 (P. 91~90)	9.12.16 84カ所	9.12.14	"	13. 2. 2 6人	
○族猪沢村	9.11.1 惣代 8人	-	"	-	9.12.14 完了 (P. 91~99)	9.12.20 122カ所	9.12.15	"	13. 2. 2 13人	
○荒谷村	9.11.5 惣代 9人	-	(10.1.12 " " (一部返却) " " (10.1.12 一部返却)	-	9.12.14 完了 (P. 91~99)	9.12.28 103カ所	9.12.15	"	13. 2. 2 14人	

表 18 函館支庁管内の漁浜昆布場の状況

	出石 (A)	税	出石 (B)	全管内にしまる割合 (A/B)		町村数	備考
	(石未満切捨)			石	人		
鱈	253,162	28,762	99,586	2,219	39	34	かぎのご、白子、にしん、 メ粘を含む
鱈	2,127	7	—	—	—	—	
鱈	1,252	117	—	—	—	—	
鱈	64	—	—	—	—	—	
鱈	2,050	1	—	—	—	—	
鱈	157	31	—	—	—	—	
鱈	767	85	73	4	9	20	
鱈	94	10	—	—	—	—	
鱈	277	35	5	—	1	3	
鱈	7,251	333	—	—	—	—	
鱈	14,848	960	2,349	5	15	13	
鱈	470	—	139	—	29	4	
鱈	647	64	141	—	21	7	
鱈	25	3	—	—	—	—	
鱈	42	5	—	—	—	—	
鱈	28	2	—	—	—	—	
鱈	25	2	—	—	—	—	
鱈	1	0	—	—	—	—	
計	303,134	32,419	102,293	2,228	33	—	

出典：鈴江英一編「海産干場地租創定関係文書」651～663頁。

「東京戻旧海産調」(抄) 式冊之一の漁場昆布場ならびに割渡人民収獲高表、漁場昆布場人名収獲高調

表19 松前地方の海産干場地券受取状況

受取日付	場 所	人 数	地 価	地 坪	備 考	明治前の永代受取証
明治12. 6. 2 12. 6. 3 12年6月	寅向町村 根野田村 原 口 村	36 16 29 < 81>	39.332 84.188 95.180 <218.700>	坪 458 1,758 3,071 < 5,287>		— — —
12.10.22 "	寅向町村 下及部村	7 12	8.287 13.832	104 277	うち うち 山之上町居住者所有が3名 (傳治沢町居住者所有1カ所 山之上町 " " 1カ所 寅向町 " " 2カ所)	— 一有
12年	江良町村	80 < 99>	110.787 <132.906>	2,446 < 2,827>		—
13. 2. 2 " " " 13. 2. 3	上及部村 大沢 村 炭焼沢村 荒 谷 村 下及部村	9 6 13 14 8 < 61>	76.834 13.946 20.233 31.000 33.871 <179.784>	715 165 310 525 496 < 2,301>	うち 傳治沢町居住者所有1カ所	有 有 有 有 —
	計	241	531.390	10,415	いずれも昆布場反別取渡取調書を11年2月27日に提出	

出典：銚江英一編「海産干場地租制定関係文書」P.583～615

なお、P.576～581の「海産干場地價展請書」によれば、多くの地域で、明治12年5月付で御請書が出されている。一部地域は12年6月付となっている。

表20 漁場宅地反別地價表 (渡島国津軽郡)

村名	地目	反別			地價	地租	備考	
		町	反	畝歩				
原口村	鰯漁場		7	4	15	95.180 ^円	0.952 ^円	出典：「海産干場地租創定關係文書」 569～575頁
江良町村	鰯漁場		8	3	0	113.473	1.135	
清部村	鰯漁場		4	5	16	64.248	0.642	
茂草村	鰯漁場		2	3	13	29.983	0.300	
雨垂石村	鰯漁場		1	2	26	22.205	0.222	
赤神村	鰯漁場		1	5	1	21.650	0.217	
札前村	鰯漁場		1	7	8	19.892	0.199	
根部田村	鰯漁場		5	8	18	84.217	0.842	
福山寅向町	鰯漁場		1	4	29	38.729	0.387	
下及部村	鰯漁場		1	0	2	550.828	5.508	
	鰯漁場		7	8	38	22.680	0.227	
	鰯漁場		8	3	22	80.348	0.803	
	鰯漁場		1	3	12	653.856	6.538	
大澤村	鰯漁場		5	4	21	176.971	1.770	除租年限中 2.031
	鰯漁場		3	4	20	9.167	0.092	
	鰯漁場		1	4	2	16.880	0.169	
	鰯漁場		7	3	20	2.467	0.169	
	鰯漁場		3	3	3	205.485	2.031	

表21 北海道立文書館「地価創定受書」の概要

冊数	日付	国	郡	所在地	漁場	その他	計 (カ所)	のべ 町村数	備考	
2	10. 8~10. 9, 11. 9	後志	美古	国平	112	—	545	15	出典：写の税務大学校 租税資料室保管 分 < >：合計としめる 各支庁の構成 比 (%)	
5	10. 9~11. 9, 11.10	"	丹	平	8	—	655	23		
3	10. 8~10.10, 11. 9	"	積	内	165	—	284	19		
1	11.10	"	忍	降	399	—	399	2		
4	11.11, 14	"	岩	内	41	—	1,099	9		
8	9.12~10.9, 11.8~11.9	"	小	内	203	6	2,153	58		
2	11.10	"	高	樽	—	—	293	4		
5	9.12, 11.10~11.12	"	余	島	55	—	1,820	32		
2	11.11~11.12	"	古	市	—	—	740	7		
後志				計	584	6	< 32.1 > 7,988			
1	10. 4	日高	幌	泉	308	—	616	9	出典：写の税務大学校 租税資料室保管 分 < >：合計としめる 各支庁の構成 比 (%)	
1	12. 3	"	沙	流	420	—	420	8		
4	12. 2	"	静	内	768	—	768	14		
1	12. 2	"	新	冠	3	—	3	3		
2	12. 2	"	浦	河	245	—	248	13		
1	12. 2	"	椽	似	94	—	111	12		
1	12. 3	"	広	尾	15	—	15	1		
1	12. 3	"	当	濑	6	—	6	1		
日高				計	328	—	< 28.9 > 2,187			

冊数	日付	国	郡	耕宅地	漁場	その他	計 (カ所)	のべ 町村数	備考
1	12. 3	胆振	勇室	99	—	—	99	9	
3	12. 3, 14	"	望有	656	—	—	656	21	
6	14. 2~14.8	"	白幌	2,191	—	—	2,191	17	
1	12. 3	"	珠老	37	—	—	37	2	
1	12. 7	"	別	265	—	—	265	5	
胆振				計	—	—	< 13.0 > 3,248		
9	12.3~12.5, 13.6~13.7	石狩	札幌	11,415	—	—	11,415	35	
1	12.3	"	千歳	42	—	—	42	4	
石狩				計	—	—	< 46.0 > 11,457		
のべ 66	合 計			23,962	912	6	< 100 > 24,880		
権 成 比 (%)				合 計	96.3	0	100		
				後日胆石	92.7 85.0 100.0 100.0	7.3 15.0 — —	0 — — —	100 100 100 100	

表22 根室支庁民有地の地坪〔無代下与及払下〕

	知				名					地	
	根室国	釧路国	北見国	千島国	計	根室国	釧路国	北見国	千島国	計	
6	—	—	—	—	—	1,544	—	—	—	1,544	
7	(4,000) 1,200	—	—	—	1,200	2,593	—	—	—	2,593	
8	(46,112) 13,833	—	—	—	13,833	6,816	—	—	—	6,816	
9	(35,425) 10,627	—	—	—	10,627	8,837	—	—	—	8,837	
10	—	—	—	—	《 ^(注2) 25,660 》	10,310	—	—	—	《 ^(注2) 30,100 》 10,310	
11	(17,609) 5,282	—	—	—	5,282	17,941	—	—	—	17,941	
12	(39,704) 11,911	—	—	—	11,911	14,346	297	150	6,783	21,576	
13	(680,909) 204,272	—	—	—	204,272	47,458	6,089	—	7,471	61,018	
14	(196,809) 59,042	(6,719) 17,714	—	—	76,756	44,979	19,772	—	—	64,751	
15	(78,704) 23,611	(14,016) 4,204	—	—	(56,559) 16,967	4,213	2,650	—	38,817	45,680	
16	(57,007) 17,102	—	—	—	(57,007) 17,102	4,976	1,687	8,855	1,896	17,414	
6～14	306,167	17,714	—	—	323,881	154,824	26,158	150	14,254	195,386	
6～16	346,880	21,918	—	—	385,765	164,013	30,495	9,005	54,967	258,480	
別表5	10年					—					
	15年					21,424					

出典：「根室歴史資料」巻2，3
注1：無代下与 注2：6年から10年までのみ

	海 産 干 場				合 計	
	根室園	釧路園	北見園	千島園		計
(注1) 5	坪 〔258,895〕	坪 〔 784〕	坪 〔41,393〕	坪 〔4,388〕	坪 〔305,460〕	坪 〔383,618〕
6	—	—	—	—	—	1,544
7	—	—	—	—	—	3,793
8	1,500	—	—	—	1,500	22,149
9	1,050	—	—	—	1,050	20,514
10	4,900	1,050	—	9,850	(注2) 18,350) 15,800	(注2) 74,110) 26,110
11	7,955	3,000	—	—	10,955	34,178
12	51,111	4,500	—	2,475	< 87,391 > 58,086	91,573
13	188,138	—	—	6,468	194,606	459,896
14	193,682	1,350	—	5,597	200,629	342,136
15	146,037	12,650	—	25,238	183,925	274,387
16	17,000	8,072	14,833	69,497	109,402	143,918
6～14	448,336	9,900	—	24,390	482,626	1,001,893
6～16	611,373	30,622	14,833	119,125	775,953	1,420,198
別表 5	10 年				822,872	822,872
	15 年				834,972	909,003

表23 根室支庁民有地の地価

	畑					名地					海産干場					合計
	根室国	釧路国	北見国	千島国	計	根室国	釧路国	北見国	千島国	計	根室国	釧路国	北見国	千島国	計	
5	無代下与															
6	円 1	円 1	円 1	円 1	円 1	円 2	円 3	円 1	円 1	円 2	円 1	円 1	円 1	円 1	円 2	
7	円 1	円 1	円 1	円 1	円 1	円 3	円 10	円 6	円 1	円 3	円 1	円 1	円 1	円 1	円 5	
8	円 6	円 6	円 6	円 6	円 6	円 10	円 10	円 6	円 1	円 10	円 1	円 1	円 1	円 1	円 18	
9	円 15	円 13	円 13	円 13	円 13	円 227	円 1	円 1	円 1	円 227	円 256					
10	円 1	円 1	円 1	円 1	円 1	円 15	円 15	円 15	円 15	円 15	円 457	円 1	円 14	円 474	円 489	
11	円 7	円 7	円 7	円 7	円 7	円 26	円 297	円 10	円 0	円 26	円 11	円 4	円 3	円 15	円 60	
12	円 17	円 21	円 9	円 11	円 0	円 328	円 76	円 6	円 3	円 85	円 137					
13	円 306	円 70	円 29	円 11	円 1	円 90	円 282	円 2	円 9	円 291	円 689					
14	円 88	円 67	円 29	円 11	円 1	円 96	円 703	円 2	円 1	円 713	円 872					
6~14	円 440	円 3	円 1	円 1	円 443	円 227	円 335	円 21	円 0	円 583	円 1,757	円 13	円 12	円 22	円 1,804	円 2,533
15	円 35	円 6	円 1	円 25	円 66	円 6	円 3	円 1	円 58	円 67	円 220	円 18	円 1	円 37	円 275	円 413
16	円 25	円 1	円 1	円 25	円 25	円 7	円 2	円 2	円 13	円 27	円 289	円 12	円 106	円 22	円 429	円 482
12~16	円 500	円 9	円 1	円 25	円 534	円 240	円 340	円 23	円 71	円 674	円 3,266	円 43	円 118	円 81	円 2,508	円 3,428
(参考) 別表4(3)																
10年					円 772					円 15,446					円 443,098	円 443,098
14年															円 505,049	円 521,271

(注) 各別の値はすべて円未満切捨

表24 「北海道庁統計書」にみる反別及び地価

明治	田		畑		宅		地	海産その他(下段)	計		
	段別 (歩町)	地價 円	段別 (歩町)	地價 円	段別 (歩町)	地價 円			段別 (歩町)	地價 円	
15	(3,428,676) 1,142,8923	204,563	(25,283,310) 8,427,7702	499,866	(4,263,248) 1,421,0828	1,596,855	不 明	(3,156,212) 1,052,0709	538,371	(36,131,446) 12,043,845	2,839,655
16	(3,526,500) 1,175,5000	208,829	(26,421,424) 8,807,1414	523,419	(4,375,113) 1,458,3711	1,613,555	不 明	(3,225,302) 1,025,1008	551,649	(37,548,339) 12,516,113	2,897,452
17	(4,048,177) 1,349,3925	237,890	(30,636,483) 10,212,1613	603,944	(4,405,285) 1,468,4219	1,617,711	不 明	(3,335,047) 1,111,6824	567,186	(47,542,336) 15,847,857	3,026,731
18	(4,142,676) 1,380,8920	241,682	(35,295,128) 11,765,0428	697,655	(4,663,832) 1,554,6109	1,776,428	不 明	(3,440,700) 1,146,9001	566,353	(47,542,336) 15,847,445	3,282,118
19	(4,220,645) 1,406,8817	245,787	(38,418,274) 12,806,0916	747,750	(4,795,864) 1,598,6215	1,805,858	不 明	(4,135,854) 1,378,6516 (291,412) 97町1反3畝22歩	659,397	(51,862,149) 17,287,383	3,459,648

出典：明治21年11月出版「北海道庁第一回統計書」101～114頁，618～625頁。
注：明治18年度の地租 29,130円（地価の約0.89%）〔前掲 P.170参照〕

(その1)

(単位：坪)

表25 「開拓使事業報告(地籍表・地租表)」と「北海道庁統計書」の関連

	宅地	田	畑	海産干場	その他	民有地計	官有地計
3年	地籍表 11,681	1,041,933	2,214,425	—	543,510	3,811,549	91,747
4年	地籍表 192,095	1,056,007	2,443,380	—	181,051	3,872,533	49,576
5年	地籍表 812,988	1,260,154	7,487,255	808,572	143,816	10,512,785	985,991
	地租表 286,203	—	—	—	—	286,203	—
6年	地籍表 1,333,080	1,297,174	12,003,334	808,572	174,539	15,616,699	106,665
	地租表 672,050	—	—	—	—	672,050	—
7年	地籍表 1,459,398	1,322,074	11,303,282	808,572	289,740	15,183,066	140,489
	地租表 743,480	—	—	—	—	743,480	—
8年	地籍表 1,590,018	1,335,907	14,490,096	809,622	568,139	18,793,782	148,988
	地租表 740,406	—	—	—	—	740,406	—
9年	地籍表 1,633,800	1,372,743	15,063,246	1,424,161	212,546	19,706,496	380,290
	地租表 740,231	—	—	—	—	740,231	—
10年	地籍表 1,672,386	1,684,266	26,573,708	3,026,492	11,375,372	44,332,224	385,789
	地租表 542,354	—	—	—	—	542,354	—

(その2)

(単位：坪)

年	地籍表	宅地	田	畑	海産干場	その他	民有地計	官有地計
11年	地籍表 地租表	4,593,064 3,648,836	3,089,101 3,089,101	26,418,303 17,060,254	3,029,015 2,674,381	34,648,815 27,529	71,778,298 26,500,101	34,249,772 —
12年	地籍表 地租表	4,562,154 4,019,098	3,088,776 3,089,101	27,125,255 19,653,705	3,101,702 3,012,972	25,926,900 25,315	71,455,717 29,800,191	35,712,580 —
13年	地籍表 地租表	4,636,624 4,108,284	3,088,776 3,088,776	28,715,284 20,725,882	3,476,344 3,172,320	32,099,339 26,288	72,016,367 31,121,550	60,907,711 —
14年	地籍表 地租表	4,662,841 4,112,403	3,088,776 3,088,776	31,092,600 21,562,900	3,688,658 3,177,699	33,604,509 26,288	76,137,384 31,968,066	63,004,209 —
15年	北海道庁 統計書 (表24)	4,263,248	3,428,676	25,283,310	3,156,212	不 明	36,131,446	
16年	"	4,375,113	3,526,500	26,421,424	3,225,302	不 明	37,548,339	
17年	"	4,405,265	4,048,177	30,636,483	3,335,047	不 明	42,424,972	
18年	"	4,663,832	4,142,676	35,295,128	3,440,700	不 明	47,542,336	
19年	"	(116.6) 4,795,864	(136.6) 4,220,645	(178.1) 38,418,274	(130.6) 4,135,954	291,412	(162.2) 51,862,149	

出典：「開拓使事業報告」第1編中の地籍表，第5編中の地租表

「北海道庁第1回統計書」—表24に同じ

注：() は，14年の地租表を100とする指数

表26 北海道特別免租年期地一覽表

免租地の種類	根拠法例	免租年期	備考
(一) 選謫者に拂下げたる山林荒地	明治八年五月開拓使布達第三號 山林荒地 地拂下規則第二條	營業著手の年より二十年間	「北海道國有未開地處分法」制定に際して廃止
(二) 本法に依り拂下げたる官有未開地	明治十九年六月閣令第十六號、北海道土地 拂下規則第十條	拂下の年より二十箇年（改正以前は十箇年）	
(三) 開墾地にして明治二年以後有租地となりたる田畑及郡村宅地	明治二十二年六月法律第十八號	明治二十二年より三十一年迄、現に開墾年期 中のものは満期の年の翌年より十箇年	
(四) 本法に依り賣拂・付與又は交換したる國有未開地	明治三十年三月法律第二十六號 北海道 有未開地處分法第十八條（舊法）	民有となりたる年の翌年より二十箇年	
(五) 舊土人保護の爲め之に下付したる土地	明治三十三年三月法律第二十七號 北海道 舊土人保護法第二條	下付の年より三十箇年	
(六) 屯田兵給與地	明治二十三年九月法律第七十九號 屯田兵 土地給與規則第三條及第八條	服役中及満期の年より十年間、従前北海道に 移住したるものに付ては服役中及満期の年よ り二十年間	
(七) 本法に依り下付したる國有未開地	明治四十一年四月法律第五十九號、北海道 國有未開地處分法第十九條（新法）	事業成功期間満了の翌年より十年、素地の儘 使用する土地又は交換若は公益事業に供する 土地に付ては民有となりたる翌年より十年	

出典：「明治大正財政史」第六卷八〇六〜八〇八頁

表27 地租税率の推移

	本 州・四 国・九 州				北 海 道				備 考
	田	畑	市街宅地	郡村宅地	雑 地	田	畑	市街宅地	
明治 5									備 考
7									
8	地価の3.0%				未 施 行				
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16	地価の2.5%				(開拓地等の免租多し)				
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									

明治5年4月「開墾地収税規則」

6. 7 「地租改正條例」

(8. 2 「北海道諸物産出港税則」)

(8. 3 「地租改正事務局」設置)

(8. 8 全国一斉明治9年竣功の指令)

9. 12 北海道にも来年より地租施行(布告)

... 「管内地租課収ノ義」

10. 1 減租布告

10. 12 「北海道地券発行條例」

11. 11 「地租前定着手ノ義」

13 “海産税”を“北海道物産税”と改称

13. 6 地租改正事務局閉鎖

15. 2 「地租改正報告書」(松方正義)

15年 開拓使廃止, 三県を置く

17. 3 「地租條例」

19. 1 北海道庁成立

(20. 3 「北海道水産税則」……5%)

(“ ” 「所得税法」制定)

(“ ” 「北海道諸物産出港税則」廃止)

22. 10 北海道の地租の納期, 全道統一となる

23. 9 「屯田兵土地給与規則」

	本 州・四 国・九 州				北 海 道				備 考			
	田 畑	市街宅地	郡村宅地	雑 地	田 畑	市街宅地	郡村宅地	雑 地				
明治24	地価の2.5%				(開拓地等の免租多し) 地価の1.0%				24. 6 道庁訓令46号 24. 6 「民有土地整理方」			
25	地価の2.5%				(開拓地等の免租多し) 地価の1.0%				29. 10 「税務管理局管制」			
26									31	30	29	30. 3 「北海道国有未開地處分法」(法律26号)
27									32	28	28	30. 4 北海道にも16税務署設置
28									33	27	27	
29									34	26	26	
30									35	25	25	
31									36	24	24	
32	3.3	5.0	3.3		33. 4 上川署・河西署設置							
33					34. 4 北海道水産税 地方税となる							
34					35. 10 税務監督局設置							
35					35~36 沖繩の地租が内地並となる							
36												
37	4.3	8.0	6.0	4.3	37. 4 「地租徴収に関する法律」(法律12号)							
					37. 4 松前署等3署廃止							
					37. 4 非常特別税法							
					37. 9 屯田兵の制度を廃止(勅令202号)							
38	5.5	20.0	8.0	5.5	38. 1 非常特別税法改正							
39					39. 3 法律7号(非常特別税法を継続施行)							
					39. 4 北海道に地租条例を全面施行 (当分の間は1%) (法律39号)							
40	1.0%				1.0%				41. 3 第1次税制整理			
41												
42												

	本州・四国・九州			北海道			備考
	田畑	市街宅地	郡村宅地	田畑	市街宅地	郡村宅地	
明治43	4.7	20.0	8.0	3.4	1.0%	4.0	43. 3 北海道の宅地に対する地租、内地並となる(法律2号) 43. 3 宅地地價修正法(法律3号)——北海道にも適用あり 43. 3 第2次税制整理
44		2.5			2.5		44. 2 八丈島の地租、金納となる 44. 4 地租徴収交付金制度導入
45							田畑地租減税(大正3年法律18号)
大正2							大正4～5 全道地価均斉作業
4	4.5			3.2			大正10 滝川署・名寄署設置
5							大正15年4月～昭和2年12月 土地賃貸価格調査
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
昭和2							
3							
4							
5							

	本 州・四 国・九 州				北 海 道				備 考
	田 畑	市街宅地	郡村宅地	雑 地	田 畑	市街宅地	郡村宅地	雑 地	
6				賃 貸 価 格 の 4%					昭和6. 3 地租法 (法律28号) (賃貸価格が課税標準となる) 北海道の地租の税率すべて内地並となる 紋別署設置
7				賃 貸 価 格 の 3.8%					
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15				賃 貸 価 格 の 2%					15. 4 地租を田と田以外の二科目でわけて徴収することに改める。地租は全額分与税となる。
16									16. 7 税務監督署は財務局となる
17									
18									
19				賃 貸 価 格 の 3%					
20									
21				賃 貸 価 格 の 4%					
22									
23									
24									
25									24. 6 国税庁設置 財務局より国税局独立

出典：(1) 内閣記録局編「法規分類大全」(復刻版)第38巻(明治24年刊，昭和56年復刻)
(2) 大蔵省主税局「内国税の税率及び納期に関する沿革摘要——昭和24年1月調」

表28 測 量 費

	札 幌	函 館	根 室	計
	円	円	円	円
明治5年	不 明	661	不 明	661
6	7,566	871	不 明	8,437
7	4,763	1,400	不 明	6,163
8	11,760	153	不 明	11,913
9	11,654	1,184	不 明	12,838
10	1,038	10,721	不 明	11,759
11	4,094	16,305	不 明	20,399
12	5,406	11,454	265	17,125
13	7,292	8,458	667	32,167
14	9,673	4,743	1,249	15,665
出典 〔開拓使事業〕 報告書〕 第1編	P.307～, 337～	341～344	358～363	